

東日本大震災後の復興教育
に関する研究
-津波被災地の復興に向けた実践を事例に-

Education for reconstruction after the Great East Japan Earthquake

A case study of reconstruction efforts in tsunami-affected areas

農林共生社会科学専攻

環境教育学研究室

13955001

石山 雄貴

東日本大震災後の復興教育に関する研究

-津波被災地の復興に向けた実践を事例に-

序章 東日本大震災からの被災者主体による復興の必要性	4
1. 東日本大震災の被害状況	4
2. グローバリゼーションに向き合う復興の必要性	5
3. 災害と相対する教育の広がりとの必要性の高まり	9
4. 被災地・被災者の現状からみた復興教育の課題	12
5. 本論文の目的と構成	18
第1章 グローバリゼーションに向き合う「内発的復興」の視点	21
1. はじめに	21
2. 「創造的復興」の概要とその課題	21
3. 「創造的復興」に対抗する復興論の展開	25
(1) 被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく復興	25
(2) 災害リスクと生きる被災地・被災者の文脈に基づいた復興	27
(3) 被災後の生活の切実さに寄り添っていく復興	30
4. おわりに	31
第2章 仮設商店街設立を通じた「内発的復興」の展開過程	
—気仙沼市における仮設商店街設立を中心とした取組みを事例に—	35
1. はじめに	35
2. 事例地の概要	37
3. 南町における復興商店街設立にむけた実践	40
(1) 青年会による地域での活動・商店街活動	40

(2) 避難所運営の実践	4 1
(3) 南町復興商店街設立の計画策定の実践	4 5
(4) 復興ビジョン作成の実践	4 8
4. 仮設商店街設立に向けた実践からみた「内発的復興」の展開の特徴	5 2
5. おわりに	5 5

第3章 被災地における環境教育と教師の役割

—被災した教師の喪失体験に基づく復興の取り組みを事例に—	5 8
1. はじめに	5 8
2. 研究手法と調査事例選定理由	5 9
3. 徳水の地域への意識の変化と復興活動への参加を通して得た観点	6 2
(1) 被災前の徳水実践と地域への意識	6 2
(2) 被災した児童・保護者に寄り添う観点	6 4
(3) 復興の担い手としての観点	6 6
(4) 喪失感と向き合う観点	6 9
4. 徳水の教育実践と復興に向けた活動からの影響	7 1
(1) 「震災復興教育を中心とした学校経営案」の提出	7 1
(2) 復興と向き合う教育実践	7 3
(3) 被災体験と向き合うケアの実践	7 4
(4) 復興に向けた活動によって得た観点を教育実践への適応	7 6
5. おわりに	7 8

終章 東日本大震災後の復興教育の意義と可能性

1. 「内発的復興」を支える復興教育のあり方	8 2
(1) 各章の振り返り	8 2

(2) 被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく視点	83
(3) 被災地・被災者の文脈に基づいた視点	84
(4) 被災後の生活の切実さに寄り添っていく視点	86
(5) 「内発的復興」を支える復興教育の構造	87
2. グローバリゼーションの時代における復興教育の意義と可能性	89
3. 今後の研究課題	91
参考文献一覧	93
謝辞	100

序章 東日本大震災からの被災者主体による復興の必要性

1. 東日本大震災の被害状況

日本は、北海道・岩手県での台風7号・台風11号・台風9号・台風10号（2016年）、熊本県・大分県での熊本地震（2016年）、茨城県での関東・東北豪雨（2014年）、兵庫県での阪神・淡路大震災（1995年）など災害が非常に多い国である。内閣府による2011年以降5年間の激甚災害の指定状況を見ても26度の災害を激甚災害に指定しており、その数は大きい⁽¹⁾。なかでも一際大規模な被害が発生したのが東日本大震災であった。

東日本大震災は2011年3月11日14時46分、牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の地震とそれに伴う津波による地震・津波災害である。この地震の規模は観測史上国内最大規模で、世界で見ても1900年以降に発生した地震では4番目の規模であった。地震の強さは、宮城県北部で震度7、宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部及び栃木県北部・南部で震度6強、岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部及び千葉県北西部で震度6弱、その他東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度5強～1を観測した⁽²⁾。また、この地震は、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した海溝型地震であり、地震は大規模な津波を引き起こした。東北地域を中心に、痕跡高が10mを超える地域が南北に約530kmに渡り、20mを超える地域も約200kmと非常に大きな痕跡高が広範囲に渡って記録されている⁽³⁾。

東日本大震災は、甚大な人的被害・建物被害を発生させた。人的被害は、死者19,418人、行方不明者2,592人、負傷者6,220人に上り、住家被害は、全壊121,809棟、半壊278,496棟、一部破損744,190棟、非住家被害は、公共建物14,322棟、その他88,883棟に上った⁽⁴⁾。被害はそれだけではない。震災から約6年経過した現在でも災害からの復興・復旧は途上にあり、被害が拡大している。被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県で、それぞれ17,727人、30,945人、44,802人の被災者が現在でも仮設住宅などに未だ避難している

(⁵)。また、災害公営住宅や民間住宅等用宅地の整備も大幅に遅れ、現在でも 63%、47%の完了率であり、応急仮設住宅の使用期限も延長している。これらから、被災者が落ち着いて暮らしを再開するには復興・復旧はまだまだ時間がかかることが予想される。また、被災地では被災を契機に過疎化・高齢化が急激に進んでいる。例えば、岩手県で津波被害の大きかった大槌町では人口が 15,276 人から 11,732 人への 23.2%減少し、高齢化率が 32.4%から 35.4%へ上昇している (⁶)。この過疎・高齢化傾向は全国平均と比べ、速い速度で上昇しており、地域の持続可能性を脅かす速度で深刻化している。さらに、現在の被災地では、避難生活の長期化や慣れない新しい土地で生活によるストレスを要因とした家庭の崩壊や、都市計画事業を前提とした復興事業のなかで、居住の権利を失う階層の発生など様々な問題が発生している状況がある (塩崎賢明 2014)。

2. グローバリゼーションに向き合う復興の必要性

災害被害を規定する要因に関して、アンソニー・オリバー=スミス (1998) は、災害をその災害因 (たとえば地震、洪水現象) との関係だけではなく、災害が、災害因に社会の構造的諸要素が複雑に重なり合うことにより、被害が広範に拡大し壊滅的なダメージにつながっていくメカニズムに着目している。アンソニー・オリバー=スミスはさらに、「災害は、2つの要因-すなわち人間集団と破壊を起こす可能性のある災害因の2要因-が結びついたところに起こる」とし、「これら2つの要因は、歴史的に作り上げられた脆弱性 (Vulnerability) のパターン-それは場所・社会基盤・社会政治組織・生産分配体制・イデオロギーのなかで明らかになる-をもつ社会的文脈のなかに埋め込まれている」と論じている。また、佐藤武夫 (1964) は、災害のメカニズムとして、自然現象である「素因」に加え、社会的な必須要因と拡大要因があるとしている。ほかにも、西山卯三 (1968) は、社会の発展の中で形成・成長する被災要因の発展・被災基盤の拡大によって準備され、それに起因が働くことによって発生するとしている。つまり、被災前の被災地となった地域の状況が災害による被害の様相を決定する、と考えられる

東日本大震災の津波被災地となった三陸沿岸部の災害に対する脆弱性を考えた時、その一つは東日本大震災によって顕在化したグローバリゼーションを背景とした東京や大企業に対する電力や農作物、部品などの供給地としての「中心-周辺」関係がある。

東北地方はもともと、食料や木材、鉱石、人材などの供給地として位置付けられ、日本国内でも近代化に遅れが出ていた（岡田 2013）。東北地方では遅れながらも他地域同様に近代化が進んでいったが、大きな開発が進められたのは戦前の資本主義社会への展開期であった。当時 1931 年、34 年には冷害、33 年には三陸津波が押し寄せ、三陸海岸沿いは大きな被害を受けていた。度重なる被害に対する振興策として、中央政府は東北興業会社と東北振興電力会社という 2 つの国策会社を設立し、東北振興事業を発足した。この振興策について、岡田知弘（2013）は、「この東北振興策事業が国策として推進された真因が、東北の農漁民の救済や東北と他地域との格差是正にあったわけではなく、むしろ日中戦争が開始される中での国家総動員資源政策の一環として位置付けられていた」とし、当時の製造品出荷額を基に、地域の雇用効果は少なく、大量の労働力や物的資源、電力が東京に流出する構造が形成されたことを指摘している。つまり、当時の災害によって大きな被害を受けた者がその振興策の対象として位置付けられていたのではなく、東北振興策を中央政府や当時、事業に出資していた大企業のより一層の経済成長のための手段として扱われていたのである。

戦後も戦前から一貫して供給源として位置付けられていたが、高度経済成長期にかけて全国の農山漁村同様に工業化が進んだ。1962 年に策定された第一次全国総合開発計画では、地域間の均衡ある発展を掲げ、1963 年に新産業都市建設促進法で潜在能力のある地方都市を「新産業都市」として重点的に公共事業が進められた。こうして都市圏に本店を置く大企業の支社や工場が地方へ進出するようになった。また、工業整備特別地域整備促進法に基づき、「工業整備特別地域」として 6 地域が指定され、大都市圏内外で石油コンビナートや工業地帯が設置されていった。東北地方の太平洋沿いの沿岸部では仙台湾地域、磐城・郡山地域が「新産業都市」に指定され、開発が進んでいった。

しかし、1980年以降経済のグローバル化が急激に進み、日本の製造業は、東アジアでの工業化と相まり、海外へとシフトしていった。それにより、これまでの農山漁村で展開していた工場の閉鎖、リストラ、廃業を促進させ、新規の工場建設数も大幅に減少していった。例えば、1950年に新日鉄住金の製鉄所が設立され、かつては「鉄の街」と呼ばれた釜石市では、製鉄が1989年以降行われていなく、ブラジルやメキシコの工場で製鉄している。地元の強い要望で工場を維持し現在では特殊鋼線材を扱っているが2008年の雇用は、全盛期と比べ4%に過ぎなくなっている（青木2008）。

中央政府は、こういった経済のグローバル化つまり、多国籍企業のグローバルな経済活動を支援する政策をとっていた。1968年の前川レポート以来、特にアメリカとの貿易摩擦を回避するため、農産物や繊維品などの中小企業性のある製品の積極的輸入を促進する政策を取ってきた。これにより、価格競争に負けた農業や地場産業の衰退が加速化していった。

こうした産業の衰退に対して、東北地方は中央からの公共事業を大幅に導入することで、中央から財を呼び寄せ、経済成長を促していった。東北自動車道と東北新幹線が公共事業の促進によって整備され、その周辺に産業や人口を広く取り込み、東北地方の中でも明確な地方都市が沿線に誕生していった。経済成長は、地域内での消費を生み出し、都市を膨張させていった。しかし、従来からの地場産業はみな衰退の途をたどっていた。そのため、公共事業依存の地域になっていったのである。

しかし、新自由主義を背景とした「グローバル国家」（岡田2005）づくりに向けた政策の中で従来からの公共事業依存の関係性が転換していく。2000年代に入り中央政府は「構造改革」を推進した。そこではグローバル競争の時代における地域づくりとして、大都市における多国籍企業の立地条件の整備や「資本の活動領域」にふさわしい地域改造にむけた「選択と集中」を実施し、法人税や企業負担軽減のための財政支出削減を打ち出した（岡田2005）。これにより東北地方の依存してきた公共事業は新自由主義的政策のもと縮小され、さらに、グローバリゼーションをより推進していくために、国内市場を抜本的に解放

していくこととなった。公共事業が削減されたことで地域の衰退がますます激しくなるばかりか、規制緩和によって大都市に本店を置く資本の流入が激しくなっていた。

また、地方自治体への地方交付税交付金や補助金は削減され、地方自治体財政は逼迫していった。職員の削減や医療、福祉、介護施設の削減、学校の統廃合といった地域における公共部門が着々と解体されていった。また、交付税削減による地方の財政危機の回避のために中央政府の合併誘導策によって市町村大合併が強行された。合併によって周辺化した地域では、公共サービスの縮小・撤廃による経済効率化が実施された。さらに従来から依存してきた公共事業の結果、公共施設などの維持費が自治体財政を圧迫し、公共部門のさらなる削減に拍車がかかっていった。これらの政策によって産業の衰退だけではなく、自治体が担っていた公共部門や商店街などの生活インフラが地域からなくなることでますます、住み続けることが困難な地域が広がり、過疎高齢化、人口減少が進んでいくことになったのである。

つまり、東北地方は、日本が近代資本主義国家の形成過程において東京との「中心-周辺」関係を構築していき、中心との関係の範囲内で成長・発展を遂げてきた、と考えられる。成長・発展の過程で、公共事業への依存や「中心」が経済成長するための資本の流入が見られ、中央政府の裁量によって地域が切り捨てられ、現在ではグローバリゼーションの進展による様々な矛盾を抱えている。それによって、東北地方は、「中心-周辺」関係が構築され主体性を失っていき、地域の中で育まれてきた基幹産業は衰退し、それに伴って人口減少に拍車がかかってきた地域になっていった、と考えられる。

そもそも復興は、地域を以前の姿に戻す復元ではなく、次の災害に備え地域が抱えていた脆弱性を乗り越えることによって、地域の防災力を高めていかななくてはならない。したがって、復興の過程で東日本大震災の被災地となった三陸沿岸部での災害への脆弱性である「中心-周辺」関係をより強固にしていくグローバリゼーションと向き合っていく必要がある。

3. 災害と相対する教育の広がりと必要性の高まり

甚大な被害を出した東日本大震災を契機として、自然と社会とのあり方を問うてきた環境教育学・ESD 研究では、自然観の見直しが迫られている。朝岡・石山（2013）は、「環境教育が（暗黙の）前提としてきた『やさしい自然（折り合える自然）』という捉え方に『厳しい自然（抗いがたい自然）』という視点を付け加える」必要性を述べている。また、鬼頭秀一（2013）は、「自然の恵みと災害リスクをよりトータルに捉えて、自然の持つ包括的な福利の視点から捉え直」していく自然の「全体的な捉え方が大きく求められていた」ことに改めて、気づかされることとなったとしている。これらから、災害をも含めた自然と向き合う教育のあり方が現在問われている、と考えられる。

従来、自然災害と向き合う教育は、防災教育の分野で実践・研究が行われてきており、甚大な被害が発生した東日本大震災を契機にその重要性が高まってきている。城下・河田（2007）が指摘するように、学校教育での全国的な実施状況は些少な状況であったが、大きな被害を出した災害が起こるたびにその必要性が高まっていった。東日本大震災以前に防災教育への注目が高まった契機は阪神・淡路大震災である。阪神・淡路大震災を受けて、旧文部省は「学校などの防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、学校等をめぐる防災体制や災害時の学校の役割、防災教育などの充実方策について調査研究を行い、結果を第1次、第2次報告にまとめている。報告書では、家庭・地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要であると認識のもと、必要とされる防災教育の狙いとして、「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする」こと、「災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」こと、「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」ことをあげ、防災教育の重要性を指摘している⁽⁷⁾。その後1998年には「防災教育のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」を刊行した。矢守克也（2010）は、この参考資料が防災と関連する教科内容を既存の

各教科の学習内容の中に位置づけている点を評価している。さらに、1998年から学校教育における「総合的な学習の時間」が開始され、教科横断的で家庭・地域社会と連携を求めている防災教育の実践が行う基盤が整っていった。学校教育における防災教育に関して、藤岡達也（2006）は、「安全を守るための社会のあり方や人びとの役割を理解しながら、災害発生時及び事後に進んで他の人々や家庭、学校等の集団、地域の安全に役立つことができるようになること」をその目的にあげ、その重要性を示している。また、荻原彰（2003）は、過去の自然災害から地域の自然を学習する「郷土」科目の授業実践を報告している。さらに総合的な学習を活用した様々な防災教育が広がったことにより、「防災教育チャレンジプラン」といった様々な防災教育の展開を支える支援プロジェクトが設立してきている。

東日本大震災後、改めて防災教育・防災管理等を見直すため、文部科学省は「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、2012年7月に最終報告を取りまとめた。さらに、防災教育のための参考資料を、新たに「学校防災のための参考資料『「生きる力」を育む防災教育の展開』』として改訂した。さらに、その参考資料を基にした実践が行われてきている。

一方で社会教育の領域でも、防災教育の必要性が東日本大震災を経てますます高まってきている。津波被災地となった大船渡市赤崎地区では、全世帯にヘルメットや防災ザックを配布し、防災への関心を高める工夫や公民館を中心に丁寧な防災訓練や防災意識を高めるための学習を実施してきており、その成果として住宅に大きな被害を受けたが犠牲者が少なかったことが報告されている（野元 2013）。野元弘幸（2013）は、大船渡市赤崎地区の公民館の実践に着目し、日ごろの防災学習（学習活動）の必要性について指摘し、「防災教育は社会教育実践の中核に位置付なくてはならないし、公民館活動の重要な柱とならなくてはならない。」としている。また、星山幸男（2013）は、仙台市鶴ヶ谷市民センターにおいて、被災前から実施されてきた防災教育講座「君もプチレスキュー」の取り組みによって災害に対する意識の高さが育まれ、被災後の地域や避難所での自主的な行動として現れてきている事を報告している。防災訓練のほかに「比較的少人数（数十名以内程度）で、

様々な資料を用い、様々な人（主たる参加者は住民）が参加し、地図などを使った作業をまじえて、地域の防災に関する広い意味での話し合いをする活動」（牛山・岩舘・太田 2009）としての防災ワークショップという手法でも防災教育が行われてきている。さらに、暮らしや地域での活動の中に防災の視点を取り入れていくことで「社会に暮らす人びとが一致団結とともに『減災文化』（災害文化）を構築していく運動」（矢守 2010）としての防災教育が展開されている。このように防災教育は様々な方法で実践されてきており、それは東日本大震災を経てその重要性が高まってきていると考えられる。

防災教育の必要性は国際的にも高まってきている。国連は 1990 年からの 10 年間を「国連防災の 10 年」とし、1994 年に第 1 回国連防災会議を横浜で開催した。国連防災の 10 年の最終年にはこれまでの活動を取りまとめ「国連世界防災戦略」という成果文書を出した。2005 年に開催された第 2 回国連防災会議では、2005 年からの 10 年間の防災教育の行動目標として「兵庫防災枠組」を採択した。この「兵庫防災枠組」では 5 つのテーマ（1. 防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保する。 2. 災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上する。 3. 全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する。 4. 潜在的なリスク要因を軽減する。 5. 効果的な応急対応のための事前準備を強化する。）を優先行動としてあげている（藤岡・佐藤 2013）。2015 年には第 3 回国連防災会議が開催され、その中で「レジリエントな社会構築と防災教育・地域防災力の向上をめざして」というテーマで文科省、内閣府、防災教育日本連絡会などが主催したパブリックフォーラムが開催された。そのフォーラムで採択された仙台宣言の前文では、「防災教育はすべての防災対策の礎である。自然災害を乗り越える力は、過去の経験、先人の知恵を学び、家庭・学校・社会において協働で日頃から実践し育てていくわたしたち一人一人の能力にかかっている。その力を組織的に高める試みが防災教育である。わたしたちは、防災教育を積極的に進め、自然災害から尊い命を一つでも多く救い、多くの人々と協力しながら厳しい状況を克服していかなければならない。」⁽⁸⁾と述べられており、国際的にも防災対策の土台としての防災教育の必要性の高まっている

ことが考えらる。

一方で、広瀬・佐々木・降旗（2012）は、従来の防災教育では、学習者が「(学習の時点で)被災をしていない」、「(学習の場は)被災現場ではない」ことが伴っており、防災教育には現場の臨場感に限界があることや防災教育は現場を持たないため、従来の防災教育はたとえシミュレーションに優れた構成をもとうと、その学びは机上の研修の域を出ず、多くは形式知化されていると指摘されている。そういった課題に対して、災害の現場の持つ教育力に着目した教育が災害教育である。災害教育の定義について、災害教育を推進する一般社団法人 RQ 災害教育センターは、「被災地で被災者、ボランティア、訪問者らが、被災地や被災者の窮状に接して抱く利他的な貢献の感情を、人格的成長と捉え、教育体系に位置づけるための取り組み」としている（島野・広瀬 2012）。また、災害から学ぶ実践は、災害教育の他にも日本環境教育学会が発行した「原発事故のはなし」を活用した実践や首都圏の小中学校での東日本大震災と水俣病を教材化した実践（小玉 2013）が報告されている。

以上から、阪神・淡路大震災や東日本大震災を経て防災教育の必要性が高まり、それは単なる自然災害、防災に関する知識やスキルの習得にとどまらない実践として展開され、体験学習を取り入れた実践や実際に被災地に向かい行う実践なども行われてきている。さらに、災害の体験から何を学ぶのかという視点に立った実践が行われ、防災・減災だけではなく総体的に災害と相対する教育に関する研究が展開した、と考えられる。

4. 被災地・被災者の現状からみた復興教育の課題

上記の展開を見せてきた災害と相対する教育だが、これまでその学習者と位置づけられているのは非被災者であった。そのため、災害の当事者である被災者の視点や被災地の復興、被災によって顕在化する地域課題に着目する視点が欠けていた。

寺田寅彦（2011（1938））は「この世の地獄の出現は、歴史の教うるどころから判断して決して単なる杞憂ではない。しかも安政年間には電信も鉄道も電力網も水道もなかったから幸いであったが、次に起こる『安政地震』には事情が全然ちがうということを忘れては

ならない。」と述べ、「文明が進めば進む程、天然の暴威による災害がその激烈の度を増す」ことを指摘している。つまり、科学技術や社会の発展に伴って災害の被害が大きくなるなかで、復興のあり方を社会の進展と共に常に模索し続ける必要がある。

また、金菱・植田（2013）は、国土交通省によるデータから東日本大震災の津波に浸水した区域である海外線から10km、標高30m以下の土地の面積は日本の国土の10%（約3,700km²）に該当し、そこに日本の総人口の35%（4,438万人）が居住している、というデータから「津波によって大きな被害を受ける可能性が高いすべての土地からいっさいの居住者が去ることは実質的に不可能である」と指摘している。つまり、災害が起こるリスクの一切を排除し災害を切り離れた生活はできないのであり、災害が発生するたびに被災地となった地域の復興を果たしていかななくてはならないのである。

そもそも、被災者は、災害によって「喪失の悲しみ」や「被災後の生活の切実さ」と向き合わなくてはならない。そのため被災者が災害に向き合っていく教育は非被災者による教育とは異なる、と考えられる。さらに、被災者の多くは、被災によって多くのものを失い、長引く仮設住宅での暮らしという劣悪な環境のなかでの生活を強いられ生活上の困難を抱えており、それらの課題解決や回復にむけた復興を支える教育が被災地に求められている、と考えられる。朝岡幸彦(2013)は、東日本大震災と教育が向き合っていくにあたって、「私たちは東日本大震災によって失われたものとどのように向き合うべきなのか」という問いを提示している。この問いに答えていくためにも、被災者による復興に向けた教育に着目していく必要がある。

復興を支える教育としての復興教育が東日本大震災の津波被災地の各地で展開している。震災直後、文部科学省は、「東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育」⁽⁹⁾を復興教育と位置づけ、復興教育支援事業を開始した。また、復興支援事業の推進のために被災後の教育理念に関する「創造的復興教育」研究会を立ち上げた。研究会では、被災地の復興や被災前から過疎化、高齢化が進み、様々な課題を抱えていた被災地の状況を考えた

とき、従来通りの教育だけでは不十分であるとし、「創造的復興教育」の必要性について述べている。さらに、「地域主体の復興のスローガンのもと、地域に存在した閉塞感までも『復旧』してしまっただけでは、地域が自立する未来を開くことはかなわぬ」という認識のもと従来の価値観、世界観の転換が必要だとしていた（文部科学省「創造的復興教育」研究会 2014）。そして、その「創造的復興教育」には、①持続可能な地域づくりに貢献できる人材の育成、②学校外での活動も含めた、能動的・創造的な学びの重視、③地域・NPO・大学等の多様な主体と協働した、充実した教育環境の構築、④地域復興の歩みの学びとしての対象化と結果としての地域復興の後押しという4つの要素が不可欠だとしていた。

しかし、震災後の第2期教育振興基本計画では、「創造的復興教育」の大きな特徴である従来の価値観、世界観の転換の必要性や地域主体の復興、復興を支える教育などの教育理念に関する記述は見られなくなった。この基本計画に関して、佐藤修司（2015）はこれまでのグローバリゼーションを教育の面からも推進してきた教育政策への反省がなく、これまでの教育政策の延長上に位置付けられることを指摘している。

特に宮城県教育委員会は、被災前からつづく教育政策を踏襲した復興教育を打ち出している。被災後改訂された「宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン」⁽¹⁰⁾では、他自治体でも見られる事業が並んでおり、被災地や被災者の実態に向き合う視点に欠けている。また、産業人材育成重点化モデル事業を展開しており、被災地や被災者の実態に即し、その復興を支えていく教育というよりむしろ、従来からのグローバリゼーションの推進を支える「グローバル人材」の育成を目指した復興教育であることが指摘できる。

一方で「岩手県東日本大震災津波復興計画」は「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」の三つの原則を掲げ、そのうちの「暮らしの再建」の取り組みの一つとして、学校・家庭・地域が協働して子どもたちの心のサポートを行い、また、東日本大震災の体験を踏まえて防災教育や復興に対する自己のあり方などを総合的に学ぶプログラムを策定するとしている⁽¹¹⁾。その復興計画に基づいて作成された教育プログラムが「いわての復興教育」⁽¹²⁾である。「いわての復興教育」は、震災津波を乗り越え、未来を創造していくた

めに、10年後、20年後のいわての復興・発展を担う子どもたちを育成することをその目的とし、震災津波の経験から得られた教育的価値を具体化して、震災津波後の新たな教育課題に対応し、これまでの教育活動を充実・深化させることを目指す教育プログラムである。また、①ひとづくり、②（震災、津波）体験から学ぶ、③組織的・有機的指導、④各校の実情に応じた内容という4つの「復興教育の視点」から現在の教育活動全般を見直した上で、再構築し、各校における復興教育として位置付けるものとしている。この「いわての復興教育」では、被災体験に向き合い、各校の実情に合わせ教育プログラムを実施する点や災害をこれまでの教育活動を見直す契機として位置付けている点がその特徴としてあげられる。

この「いわての復興教育」について、村上・柴田・梅澤（2014）は、これまでの指導に今回の災害津波に関連した内容を加味し、一部を組み替えて指導する「組み替え」（キャリア教育）、緊急的に対応がもとめられる内容である「課題対応」（防災教育・心のケア）、関連した体験や活動を元に、指導をさらに充実・深化させる「充実・深化」の3つの系統がある事を明らかにしている。しかし、ここで挙げられている「いわての復興教育」の先進事例のどれもが、単に防災教育や心のケアに関する教育が追加されたり、これまで行ってきた地域学習の必要性を再確認することにとどまり、これまでの教育の展開や被災前から沿岸部の地域を取り巻いてきた課題を視野に入れていく実践は見られない。また、「いわての復興教育」は必ずしも津波被害のあった沿岸部の学校のみで行うものではなく、内陸でも行われる事を前提としたものであり、教育プログラムとしては被災地・被災者個々に寄り添いきれない可能性が指摘できる。清水睦美（2014）は「いわての復興教育」について、震災から時間が経つにつれ、各自治体で「教育の正常化」方針が打ち出され、「どんな状況のなかにあっても、子どもたちが生涯にわたって生きていくうえでの基礎となる確かな学力を身につけさせる」という被災前から実施されてきた学力向上路線が際立つようになってきていることを指摘している。

被災地の復興は、被災前から続く「中央-周辺」関係のなかで疎外された被災地・被災者

自身の主体性を取り戻していく過程でなくてはならない。そのため、学校教育の場面での被災地・被災者の実態に沿った復興に向けた主体的な取り組みへの支援や従来の教育政策の被災者視点からの抜本的な見直しがもとめられる。しかし、被災地での学校教育で展開している復興教育の多くは、被災前から続く新自由主義的教育政策をさらに推進していく教育のあり方であり、三陸沿岸部の復興に必要とされるグローバリゼーションと向き合っていく視点に欠けていると考えられる。

一方で佐藤修司（2015）は、被災地の教育は、被災者の実態から教育過程を編成し、東北の歴史・伝統に根ざし、子どもの心情と権利、実態に即した教育でなくてはならないとしている。また、佐々木宏記（2013）は、被災地の教育に必要なのは、地域の様々な課題を共有しつつ、地域の将来を切り開いていけるような学習の展開」や「自分たちの地域を担って生きていこうとする意志と術を持った子供たちを育てること」が必要だとしている。つまり、これまでの教育政策の延長上に位置付けられるような復興教育ではなく、目の前の被災者の実態や抱えている課題から作り上げられる被災地特有の新たな教育が不可欠であり、そういった復興教育の実施によって、地域主体の復興に向けた活動を支えていく必要がある。

社会教育の領域でも津波災害からの復興を支える教育・学習の実践や研究が行われている。石井山竜平（2013）は、仙台市若林区三本塚「明日の三本塚を考える会」による「状態調査」を通じた学習が展開した背景について、「地域の担い手としての責任を果たそうとする立場から立ち上がってきたのは、地域の連帯を壊さないための配慮の要求、そして、集落の質を高めていくための学習欲求」があったことを明らかにしている。また、櫻井常矢（2013）は、復興支援員による支援の取り組みから支援員の役割が被災者の声に基づく支援活動を通して、被災者が課題解決の主体になることを描きながら学習会や話し合いの場を創造する役割を担っており、それが住民主体の復興の後押しや多様な主体とのネットワークや連携・協働、社会教育の人材育成としての成果があったことを明らかにしている。その他にも、上田幸夫（2014）は被災前からの公民館活動が復興過程で重要な役割を果た

していることを報告している。鈴木敏正（2016）は、被災地の復興において「持続可能で包括的な地域づくり教育」の必要性について述べ、その内実について、福島県の事例から、①地域課題検討の「公論の場」、②地域研究・調査学習、③地域行動・社会行動、④地域づくり共同、⑤地域社会発展計画づくり、⑥地域生涯学習・教育計画づくり、という6つの視点を示している。一方で、高橋満・槇石多希子(2013)は、被災者の意識に着目し、被災者のミュージカルへの参加から意識や行動の変容のプロセスを分析し、被災者が求めるような、悲しみの経験を忘れることなく、希望を持って自らの人生をもう一度作る意思を育むような学びのあり方を提示している。

このように、災害に対する社会教育研究は、被災前からの社会教育実践や社会教育が持ってきた機能の震災後の復興における役割や被災後の課題解決、被災者の意識変容に関する一定の研究蓄積が見られる。しかし、学校教育における復興教育と同様に、被災前からの「中心-周辺」関係を復興過程で乗り越えていく視点が欠けている。さらに、地域の復興と被災者個々人の復興が別々に語られており、そのため被災者が復興の主体として地域の復興を果たしていく過程で不可欠となる、被災者自身が災害によって「喪失の悲しみ」や「被災後の生活の切実さ」と向き合い地域の復興へ参加していく過程への着目が欠けている。一方で学習による被災者の意識変容に関する研究はあるものの、それと地域の復興を結びつける視点が欠けている。被災者を復興の主体として位置づけるならば、被災者特有の「喪失の悲しみ」や「被災後の生活の切実さ」と向き合いながら、被災者が復興の主体へと転換していく過程にも着目する必要がある。

また、末本誠(2012)は、震災後の社会教育の課題として、「被災からの復旧や復興過程だけでなく、『持続可能性』などの問題に目を向ける必要」性をあげ、「被災者にはその経験そのものが学びである」と指摘している。この「持続可能性」を視野に入れた場合、被災前から被災後の現在まで一貫して進められ、地域に様々な持続不可能性をもたらしたグローバル化の進展に向き合っていくことが復興教育において不可欠である、と考えられる。

そもそも、被災地で顕在化している「中心-周辺」の克服は、グローバリゼーションの進展による格差が深刻化していくなかで全国の農山漁村で共通する課題でもある。第1章で詳述するように東北地方の三陸沿岸部は中央政府が主導する「創造的復興」によって、多額の財政投入や復興公共事業によってさらなる経済的成長を目指す大企業が多数参入している。その意味で全国に共通する課題が最も精鋭化した地域であり、被災者は災害によって顕在化したその矛盾による困難に直面した主体であると考えられる。したがって、「創造的復興」に対抗する復興教育は、環境教育・ESD 研究において欠けていた災害を視野に入れた自然との向き合う教育としてだけでなく、課題としてきたグローバリゼーションによる矛盾を乗り越え、農山漁村における持続可能な社会の構築に向けた教育として重要な示唆をあたえるものと考えられる。

5. 本論文の目的と構成

そこで、本論文では、被災者主体の復興に向けた実践から東日本大震災における「創造的復興」に対抗していく復興教育のあり方を明らかにし、そのグローバリゼーションに向き合う教育としての意義と可能性について提起することを目的とする。

本論文では、第1章で、被災地で「創造的復興」を概観し、先行研究から「創造的復興」の課題を考察する。その課題を乗り越える復興のあり方として「内発的復興」を提起する。

第2章では、気仙沼市南町で被災した商店街店主たちの仮設商店街設立に向けた実践に着目する。仮設商店街は、東日本大震災の被災地の多くで設立され、後述するように地域の復興の拠点として位置付けられている。被災直後からの復興に向けた実践の展開のなかで、参加する被災者の意識の変容や実践の変容のあり方に着目し、地域における「内発的復興」の展開過程の特徴を実証的に明らかにする。

第3章では、石巻市雄勝地区で被災した教師のライフヒストリーに着目する。被災者の復興に向けた教育のためには、被災した教育者が復興支援活動への参加を通して、被災者と向き合い、被災者の「生」の個別性と向き合っていくことが必要だと考えられる。被災

した教師が自身の被災体験や復興支援の体験からどのような観点を獲得し、被災者の復興に向けた教育を実践したのかを明らかにする。

そして終章では、第2章、第3章での議論を改めて「内発的復興」の視点から整理する。そしてグローバル化の進展による矛盾に向き合う教育としての復興教育の意義と可能性について述べていく。

注

(1)内閣府、「過去5年の激甚災害の指定状況一覧」,

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html> (2016年10月29日取得)

(2)内閣府、「防災白書平成28年度版」

(3)東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ「痕跡調査結果」,

<http://www.coastal.jp/ttjt/index.php?現地調査結果#uaa2aca7> (2016年10月20日取得)

(4)総務省消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について

(第154報)」<http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou/pdf/jishin/154.pdf>, (2016年10月20日取得)

(5)復興庁, 2016, 「復興の状況と課題(平成28年8月)」,

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/160809_gennjyoutokadai.pdf

(2016年10月20日取得)

(6)平成27年国勢調査人口等基本集計、平成22年国勢調査人口等基本集計

(7)文部科学省「学校等の防災体制の充実について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/06051221/001.htm (2016年10月20日取得)

得)

(8) 防災教育交流国際フォーラム, 『仙台宣言』

<http://www.bousai-edu.jp/info/wp-content/uploads/2015/04/8416f4f840fc39ea9fc4fd0c5906a6fe.pdf>

(2016年10月21日取得)

(9)文部科学省「復興教育支援事業」

http://fukkokyoiku.mext.go.jp/fukko/pdf/fukko_kyouiku.pdf (2016年10月20日取得)

(10) 宮城県教育委員会, 『宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン』

http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/life/71919_92832_misc.pdf (2016年10月21日取得)

(11) 岩手県, 「岩手県東日本大震災津波復興計画」

http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/008/990/kihonkeikaku.pdf

(12) 岩手県教育委員会, 『いわての復興教育』

http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/003/262/all.pdf

(2016年10月21日取得)

第1章 グローバリゼーションに向き合う「内発的復興」の視点

1. はじめに

現在被災地では、過疎化、高齢化、農林水産業の停滞、地域産業の衰退といった被災前から地域に存在していた課題が顕在化している。また、中央政府や一部の大企業が主体となる「創造的復興」の過程を要因とした生活の困窮や不安、地域の衰退などの「復興災害」（塩崎 2016）も発生している。そこで本章では、「創造的復興」を被災前から三陸沿岸部を疲弊させていた新自由主義的政策との関連から確認する。そして、「創造的復興」に対抗する3つの視点を提示し、「内発的復興」を提起する。さらに、復興をめぐる教育の実践・研究の状況から、「内発的復興」について着目する意義について確認していく。

2. 「創造的復興」の概要とその課題

中央政府は東日本大震災からの復興のあり方を考えていくにあたって、震災直後、東日本大震災復興構想会議の開催を閣議決定した。その際、当時の菅内閣は、「未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた『創造的復興』を目指していくことが重要である」⁽¹⁾と「創造的復興」を復興の基本方針にすることについて述べている。中央政府は、復興構想会議の提言である『復興への提言～悲惨のなかの希望』と『復興構想7原則』を踏襲し、『東日本大震災からの復興の基本方針』を2011年7月29日に発表している。

この基本方針の前文では、「国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、避難所を解消するとともに、仮設住宅における生活環境の改善、災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ」⁽²⁾と生活基盤の復旧に努めていくことを述べている。一方で、「被災地域の復興は、活力ある日本の再生

の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。」⁽³⁾「震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。」⁽⁴⁾と日本全体の経済の復興に着目している。そのため、被災者の暮らしの復興に不可欠な被災地のコミュニティの復興や被災者の心のケア等に関する記述や被災者の生活感覚に基づく復興という視点が欠けている、と考えられる。岡田知弘（2012）は、この基本方針について「東日本大震災を『日本経済』のさらなる『経済成長』と『構造改革』の好機とみなす考え方を強く押し出している」と批判している。そのため、本来であれば早急な産業復興によって被災前から続く過疎・高齢化に歯止めをかけていく必要があった復興の過程だったのだが、「創造的復興」では、サプライチェーン関連工場や流通を支える道路網の復旧が何よりも優先された。これは、サプライチェーンの分断によって停滞していたグローバル企業の経済活動の再開を優先させた結果であった、と指摘できる。「日本経済」に直結し、グローバル企業の経済活動を支える輸出産業の「サプライチェーン」の復興が優先されたことで、沿岸部の基盤産業と深く関わる水産加工産業の復興が後回しにされた。その結果、被災後の求人のミスマッチの問題が発生した。また、津波をかぶった地域では建築を制限し、巨大な防潮堤建設を進めて、高台に人口を集約する計画が示された。それにより、被災の影響が大きかった沿岸部の基幹産業である水産加工業の復旧の遅れが発生し、水産加工業の再就職を望んでいた多くの被災者は移動せざるをえなく、ますます地域の減少が進んでいく結果となった（岡田 2012）。つまり、被災地の復興や状況ではなく「中心-周辺」関係における「中心」が優先されたのである。さらに、被災地での労働力が地域外や高台移転などの建設業に集中したため、基幹産業の復興に必要な労働力は不足し、基幹産業はますます衰退していった。

また、被災前から疲弊しており、復興する体力をなくしていた商店街の多くで、被災を機に店をたたむケースが存在していた。地域の購買力は、現役世代の多くの被災者が被災を機に内陸部に移っていたことで郊外のショッピングモールに吸い込まれていった。これ

により、地域の自立した産業はますます衰退していくこととなったのである。これらの状況から、現在の復興のあり方では、復興に関する公共事業が終了した途端地域には産業がなくなってしまう恐れがあると考えられる。

宮入興一（2011a）は、復興方針の基礎となっている東日本大震災復興基本法で「上からの復興」を押し付けようとしている点について批判をしている。宮入は同法第四条について、地方自治体は中央政府の「基本方針を踏まえ、復興に必要な措置を講じる責務を有する」とされており、被災者や被災地の実情よりも、中央政府の方針が優先されかねない状況がある、としている。これらの批判的論考から「創造的復興」において、その過程での公共事業が中央政府や一部の企業、財界の成長のための手段化されている、と考えられる。

そもそも「創造的復興」とは、阪神・淡路大震災からの復興において使われた「開発・成長型」の復興理念である。阪神・淡路大震災時、この「創造的復興」のもとで行われた復興再開事業は、平時にはなしえなかった市街地再開、空港・港湾の整備、基盤道路の拡充などが実施された。その結果、投資資金の8割が域外の一部の大企業にのみ大きな利益をもたらす一方で、被災者と被災地の生活の再建が遅れ、地域経済が低迷した。また、「震災空地」と呼ばれる元の宅地に再建する経済的な力のない被災者や、細い街路に面した狭小宅地、相続問題など困難な事情等の理由により被災から10年たっても空き地のまま放置されている更地が15,600区画、224平方メートルに及んでいる⁽⁵⁾。「創造的復興」の下、大規模、画一的な災害復興公営住宅の建設が進み、さらに都心部では高層集合住宅の建設が目覚ましく行われたが、人口は軒並み、震災前の8割にとどまったことによって、住宅供給過剰が起き、空き家が増加していった。松本誠（2004）は、この様な再開に伴う町並みの変化により、コミュニティが喪失し、被災者の孤独死に繋がっていった、と指摘している。

東日本大震災における「創造的復興」においても阪神・淡路大震災同様の道路、区画整理事業、高台移転、防潮堤、鉄道などハード面を中心とした「成長・開発型復興」のあり方が現れている。日本経団連が発表した『復興・創生マスタープラン』（2011年5月27日）

では、「被災地域の活力なくして、日本経済の再活性化はあり得ない。その逆もまたしかりである」⁽⁶⁾とし「日本経済の再生のためには、今回の震災からの復興を踏まえた新成長戦略の加速が求められる。とくに震災前からの懸案である社会保障と税・財政の一体改革の推進やTPPへの参加をはじめ諸外国・地域との経済連携が不可欠であり、震災により後退させることなく推進する必要がある」と述べている⁽⁷⁾。そういった日本全体の経済を優先させる復興の方針は、「東日本大震災からの復興の基本方針」にも表れており、さらに2011年9月に発足した野田内閣は、TPP（環太平洋経済連携協定）参加協議の開始を宣言している。このように、ナオミ・クライン（2011）がハリケーンカトリーナ災害からの復興などをもとに指摘した、災害などの「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉え、公共領域に一斉に群がる襲撃的行為としての「惨事便乗型資本主義」が東日本大震災からの復興でもみられるのである。

特に、宮城県の震災復興計画（2011年10月）では、復興の過程をグローバル化の推進のための手段として扱う具体的政策が現れている。宮城県の震災復興計画では、「従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、復旧にとどまらない抜本的な『再構築』を行い、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを行っていく」⁽⁸⁾としている。その「再構築」の手法として沿岸部の主要産業である漁業の復興に関しては、「水産業の早期復興と競争力強化に向けて必要な資本導入等を促進するため、水産業の復興の担い手の一つとして、漁業会社等の新たな経営組織が均等に漁業免許を受けられることができる特区を創設」⁽⁹⁾し、「漁業権を緩和して、県漁協を通さずに民間企業による独自の操業を可能にする」⁽¹⁰⁾と水産業復興特区を検討しつつ、「水産業集積地域・漁業拠点の集約再編、新しい経営形態の導入、競争力と魅力ある水産業の形成」⁽¹¹⁾を挙げている。また、農業に関しては「土地の利用調整を行いながら農地の面的な集約や経営の大規模化。作目転換等を通じて農業産出額の向上を図るとともに、6次産業化などのアグリビジネスを積極的に進めるなど、競争力のある農業の再生、復興を推進」⁽¹²⁾を挙げている。ここから、農林水産業に関して機能集約と市場開放といった規制緩和の手法を用

いて、被災前から続く「選択と集中」を進めていく新自由主義的復興を推進してゆく計画だということが分かる。長谷川公一（2011）はこの集約化・大規模化の構想は「小生産者切り捨ての路線」であり、「震災復興の名のもとに、千載一遇の機会として、農漁業への民間資本の一方的な導入がトップダウン的に図られようとしている。（中略）特に水産業特区についての宮城県の提案は拙速であり、ステイク・ホルダーの漁業者の意見を聞かずに、漁業者の主体性を軽視している」とその問題点を指摘している。

つまり、「創造的復興」は、規制緩和を進め被災地の復興に関わる公共事業を開かれたものによってグローバリゼーションを進め、一部の大企業の経済成長を果たしていくことを進めていく復興のあり方である、と考えられる。中央政府は、東日本大震災からの復興において「単なる復旧ではなく、未来に向けた「創造的復興」を目指していくことが重要である」（東日本大震災からの復興の基本方針）と述べているが、「創造的復興」は被災前の「中心-周辺」関係を再生産していく可能性を多大に持つ。さらに、それは全国的にもグローバリゼーションをさらに進めていく足がかりとしての特徴を持つ、と考えられる。

3. 「創造的復興」に対抗する復興論の展開

グローバリゼーションを背景とした新自由主義的政策の流れに位置づき、中央や大都市が主体となり、被災地・被災者を復興の主体から疎外していく「創造的復興」に対抗していく復興理念は様々な論者・研究者によって指摘され、それは3つの類型に分けることができる。

（1）被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく復興

山中茂樹（2012）は、「創造的復興」という新自由主義的復興論では、被災者の復興はない、と主張し、それに対抗する市民的復興論を構築するために、「人間の復興」の今日的意義を示している。「人間の復興」とは、関東大震災時に被災地を調査した福田徳三

(1924(2012)) により主張された復興理念であり、その第一を「人的要件の保障」としている。福田は「人間の復興とは、大災によつて破壊せられた生存の機會の復興を意味する。今日の人間は生存する爲めに、生活し營業し勞働せねばならぬ。即ち生存機會の復興は、生活、營業及勞働機會の復興を意味する。道路や建物は、この營生の機會を維持し擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても、本體たり實質たる營生の機會が復興せられなければ何もならないのである。」と述べ、營生の機會の復興によつて、何よりもまず避難所や仮設住宅の様なバラックに押し込まれ、「強制的惰民」となっていた被災者たちの「収入の源泉を確保すべき生存機會」の擁護を行うことを重視している。また、何を復興すべきなのかというと、「災禍によつて浄化された、純樸な相互に助け合ひ、いたはり合ふ、平等の裸蟲から成る新首都の復興是である」とし、帝都復興の儀を掲げ、「理想的帝都建設の爲の絶好の機會なり」として首都の大改造を目指していた当時の内務大臣に対して「特權に蟠踞所謂實業界、所謂政界を徹底的に掃除し去るにあらざれば、此の意味に於ける眞の復興は到底期することは出来ないのである。」と述べている。つまりそれを東日本大震災からの復興の状況に当てはめるならば、大企業優先のサプライチェーンの回復を優先させるのではなく、被災者が地域で営んできた産業や生業、雇用の復興を優先させる復興のあり方である、と考えられる。

また、宮入興一 (2011b) は、人が住んでいてこそ「まち」であり、「人々が住み続け、コミュニティを再建し、自然環境を保全し、地域の伝統や歴史・文化を継承し、持続可能な地域共同社会を取り戻してこそ、社会的な人間復興がなしとげられ」とし、「人間の復興」を復興の第一として、もうひとつこれを支えるべき人々の「絆の復興」とりわけ「地域コミュニティと住民自治の復興」が不可欠である、と述べている。

さらに、日本学術会議は、6月10日に提言「東日本大震災地域の復興に向けて一復興の目標と7つの原則」を発表した。そこでは、「原発問題に対する国民への責任及び速やかな国際的対応推進」の原則、「日本国憲法の保障する生存権確立」の原則、「市町村と住民を主体とする計画策定」の原則、「いのちを守ることのできる安全な沿岸域再生」の原則、

「産業基盤回復と再生可能エネルギー開発」の原則、「流域自然共生都市」の原則、「国民の連帯と公平な負担に基づく財源調達」の原則を挙げている⁽¹³⁾。鈴木敏正(2016)は、これらの原則に関し、阪神・淡路大震災時の「創造的復興」の失敗を反省しつつ、地域住民とその絆を大切に、生存権・労働権などの社会権の尊重を踏まえて、当事者(基礎自治体と地域住民)主権・被災者主体の原則を重視している、と評価している。

「人間の復興」を提唱した福田はさらに、「復興日本は首都を復興す可し、舊東京を復興す可からず」とし「我々に取って最大の禁忌物は舊状の回復之れである。災前の状態とは同時に又災前の特権と私益の状態とを意味する。」と述べ、「改善」という言葉をたびたび用いて復興とは震災前の地域に戻すのではない、と指摘している。「創造的復興」でも同様には、被災前の状況に戻すのではなく新しい地域にしていくことを標榜している。しかしながら、被災前の地域が取り巻いていた状況をさらに促進させるものであり、新しい地域へ転換していく復興ではない。災害を契機に新しい地域にしていくためには、これまで疎外され、失われていた主体性を確保し、被災者・被災地が主体となり地域の復興を成し遂げる必要がまずあり、それがこれまで被災地が抱えていた災害への脆弱性を乗り越える発端になる。

つまり、被災地において規制緩和、特区制度を活用することで、被災地外に本社機能をおく大企業や中央政府が先導する「創造的復興」ではなく、被災地において被災地の持続性に関わるような地域産業と雇用、生業の再建などの暮らしの復興を被災者主体で行ってゆくことで、グローバル化の進展による矛盾によって被災前から地域が抱えていた様々な課題に対し復興を契機に乗り越えていく復興が不可欠であると考えられる。

(2) 災害リスクと生きる被災地・被災者の文脈に基づいた復興

被災地となった三陸沿岸部は、慶長三陸地震による津波(1611年12月2日)、明治三陸地震による津波(1896年6月15日)、昭和三陸地震による津波(1933年3月3日)、チリ地震による津波(1960年5月24日)と津波災害が頻繁に起こってきた地域であり、災害

からの避難や復興の手法は、地域の中で育まれてきた地域であった。例えば、三陸地方に伝わっていた津波からの避難、災害後「釜石の奇跡」として語られることにより一層の注目を浴びた津波てんでんこがある。この津波てんでんこは、津波からの被災において、「親でも子でも兄弟でも、人のことなではかまわずに、てんでんばらばらに、分、秒を争うようにして素早く、しかも急いで速く逃げる」という意味で文字通り、津波襲来時の緊急時における「自助」を強調している。矢守克也(2012)は、「自助」以外の側面に着目し、「てんでんこ」が有効に機能するためには、「てんでんこ」しようとする本人にとって大切な他者—本人がもっとも助かってほしいと願っている人(人たち)—もまた、確実に「てんでんこ」するであろう、という信頼が前提条件としてなくてはならないと、相互信頼の事前醸成の必要性について指摘している。そのため、津波てんでんこを機能させるためには信頼関係を構築する日常的な取り組みが不可欠であり、そのために地域における祭礼や地域コミュニティ活動を通して信頼関係が育まれてきたと考えられる。

また、南三陸町伊里前地区の伝統的な契約講である伊里前契約講の被災後の取り組みに関して、岩佐礼子(2014)は、「蓄積してきた知識や経験に加えて、情報にアクセスすることなども、緊急時には重要な要素となり、その際も、講で培った面識と信頼関係、さらには外の集団とつながっている個人のネットワークによって、より信頼度の高い情報をやり取りでき、早急な決断や行動につなげることができる強みも持ち合わせている。」と述べている。ここから、直接的に復興を推進する組織ではないが、潜在的に復興の主体として振る舞うことができる組織が地域において組織され育まれてきた、と考えられる。

一方で、津波災害によって甚大な被害を受けたのにもかかわらず、本来津波を防除し地域住民の生活を守るための防潮堤の建設に対し反対運動を実施した地域も存在している。例えば、津波により52世帯中44世帯の家屋被災があり、津波による大きな被害を受けた気仙沼市唐桑町舞根地区は、津波被災からすぐに、海が見える舞根地区内での移転を条件とした集団移転案を提案し、海と地区を隔てる防潮堤の建設に反対する活動をしている。植田今日子(2012)は、この被災者が災禍のあった地へ戻ろうとする背景について、「舞根

の人びとの態度とは、災禍と豊穰とが表裏一体であり、どちらか一方だけを享受することはできないことを理解している」とし、だからこそ人びとは、そのような海に適応すべく、「“海難死と向き合う技法”と“海で食っていく技法”の双方を培ってきた」と指摘している。さらに、舞根の人びとの態度から、「舞根の人びとが知り尽くしているのは、海がもたらしてきた大小の災禍を受容することなしに、海がもたらしてくれる豊穰にあずかることはできないということではないだろうか。」とのべている。海岸から近い土地に住むということは、津波が襲来した際に即生活の場が被災を受けるという意味で津波に対する高い地理的脆弱性を持っている。しかし、海難死と向き合う技法や津波からの避難の手法を同時に培ってきたことで、海の恵みを享受することと表裏一体になる津波の被災リスクを受け入れていく、災害に対する柔軟性を持って生活をしてきた、と考えられる。

「創造的復興」は、高台移転や防潮堤建設によって被災した箇所での生活の再開を一切排除することで災害からの脆弱性を減らしていく手法を取っているのである。それは、被災沿岸地域がこれまで蓄積してきた災害を受け入れる柔軟性を妨げるものになる。それだけではなく、村松広久ら（1991）が述べているように、高い防潮堤の建設は、津波防災意識を風化させる可能性を持つ。そのため、長期的視野に立った場合に、防潮堤の建設は今後起こりうる災害での被害を増大させる可能性を持つ。

つまり、「創造的復興」でみられるような、一方的に災害危険地域を定め、その地域での生活を禁止する画一的な復興ではなく、三陸沿岸部で育まれてきた災害からの避難や復興の手法といった「海とともに生きていく」災害リスクを受け入れていく復興のあり方が求められるのである。それは、津波被災後も「これまで生活を営んできた地域での生活を再開したい」という被災者の地域への意識に基づく復興のあり方でもある。さらに、そういった復興のためには、一部企業や中央政府がその主体となるのではなく、災害リスクを受け入れていく地域を構成していた被災者や被災者によるコミュニティ、被災後も被災地域で生きていくことを決めたものが主体となって復興を果たしていくことがもとめられる。

(3) 被災後の生活の切実さに寄り添っていく復興

これら視点をもつ復興の主体となるべき被災者はどのような性格をもつのだろうか。一般的に、災害は過疎化・高齢化を10年進め、地域が抱えていた諸課題を深刻化させると言われている。そのため復興は、顕在化した地域課題の矛盾を乗り越え地域を再生させていくプロセスという意味で農山漁村での地域づくりに通じる。しかし、被災者は家族や親しい友人のような人命の喪失や、個々人のこれまでの人生を形作ってきた住居や町並みの喪失、生計の場の喪失など様々な種類の喪失を一瞬にして経験した者であり、地域づくりの主体として前提とされてきた市民像と異なる。また、被災者のなかには多大な喪失により心的外傷後ストレス障害（PTSD）やトラウマを抱えた者を存在する。さらに、被災後の避難生活のなかでのライフスタイルの激変や被災前の生活状況への復帰という長期的かつ不安定な問題に直面することによる心的ストレスも抱えている。その他にも、働く場を失い、被災前の状況へ戻ったとしてもどのように生活を続けていくか見通しが立てにくい被災者も存在している。特に宮城県ではピーク時震災による失業者は約4万7千人、休業者は6万5千人に上っていた⁽¹⁴⁾。そういった災害によって多くのものを失った「喪失の悲しみ」と今日明日をどのように生きていくのかといった生活を継続していくための「被災後の生活の切実さ」を被災者は抱えているのである。

また、ビヴァリー・ラファエル（1988（2016））は被災者の特殊性について、「被災者はすべて、なんらかの形でその災害の影響を受けるらしく、被災前と全く変わらないことはありえない、しかしこれは被災者の人生が悪くなるということではない。たとえ痛々しいところの傷跡が残ろうとも、難局を乗り切ったことから新たに大きな力と英知が生まれることおありうるからである。」とのべ、被災者の持つ特徴について述べている。

こういった被災者の被災の個別性や被災地の地域性を創造的復興は疎外し、画一的な復興を進めている。櫃本・朝岡（2014）は、復興において「東日本大震災や原発事故の被災者・避難民の『生』の問題が、グローバリゼーションに対する『抵抗の原理』として理解される必要がある」と述べている。「抵抗の原理」の視点とは、公害問題に対する視点とし

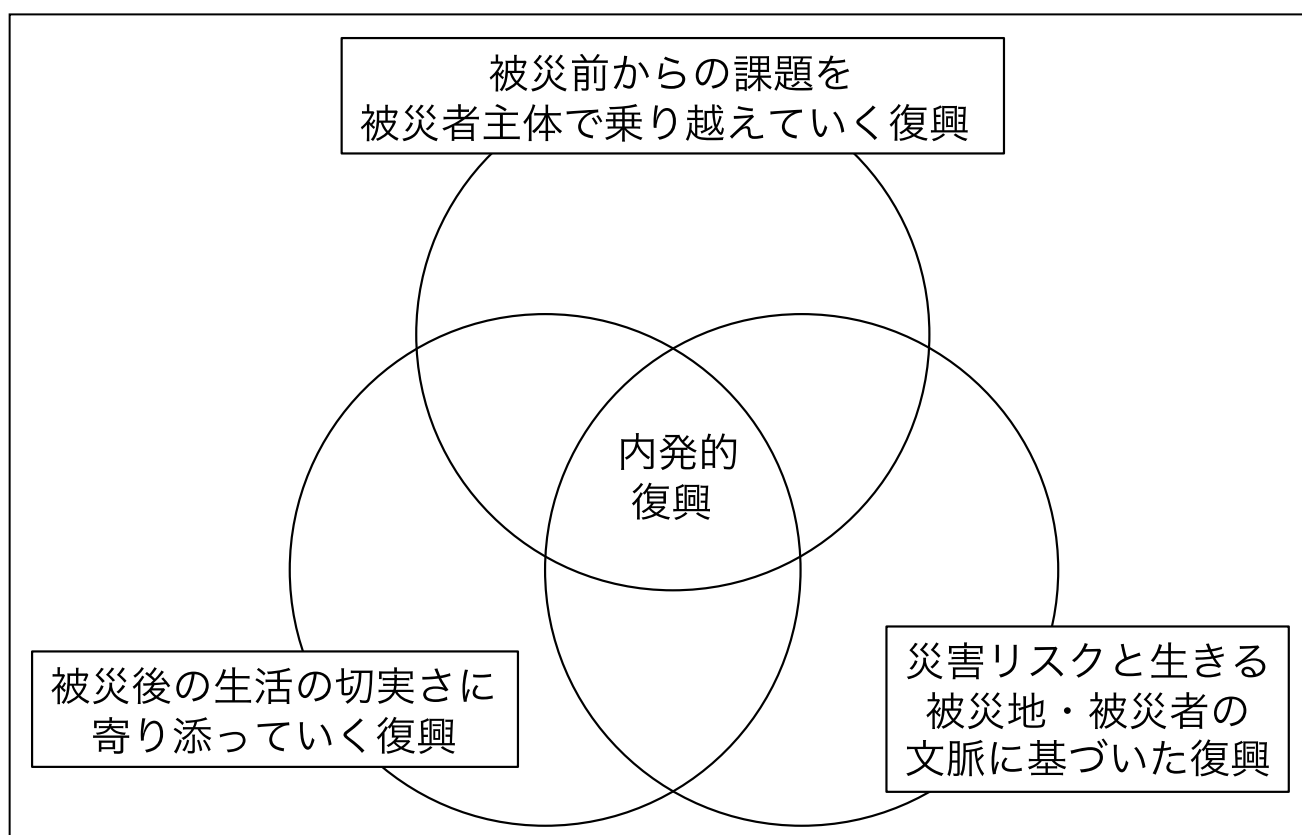
て鬼頭秀一（2007）により提出されたもので、公害被害者の「生」の個別性にこだわり、被害者が数としてのみ表される「政策論的な視点」と対比される視点である。櫃本・朝岡（2014）は、水俣病患者の記録と原発避難民や原発事故の影響下にある住民の現状から、両者の「生」の個別性に着目した際にみえてくる、「高度経済成長」の陰にある公害被害者と「復興」の陰にある被災者に共通する社会的排除の問題に向き合う必要性について述べている。また、岡田知弘（2013）は、復興において「住民の生活領域レベルに当たる被災地での産業と生活の再生産の視点」の必要性について述べている。さらに、朝岡幸彦（2015）は、「【3・11】の被災者や避難者も＜生＞の個別性から切り離された数字として扱われることで、被災者の視点にたつ『復興』が日本経済のための『「創造的復興」』に置き換えられてしまうことの問題性を、【3・11】後のESDがどう乗り越えるのかが問われている」と述べている。

つまり、被災者が主体となり、被災地の復興を果たしていくためには、土地利用計画や生業の再開といった従来から地域づくりの一側面として持っていた視点だけでは不十分なのである。それと同時に、被災者個々人がもつ「喪失の悲しみ」と生活の一切を失ったなかで生活を継続させていくという「被災後の生活の切実さ」に寄り添いながら、決してその記憶は消えないまでも、各被災者が抱える喪失感を乗り越える、被災後の生活の切実さに寄り添っていく復興が不可欠になる、と考えられる。

4. おわりに

以上の検討・考察から、被災前から被災地となった三陸沿岸地域が抱えていた脆弱性を再生産する「創造的復興」に対抗していく3つの復興のあり方を示した。被災地においてグローバリゼーションをさらに進めることを目指す「創造的復興」は、復興自体をそのために一部の大企業や東京の経済成長のための手段として扱い、被災者・被災地が地域づくりから疎外される構造を持ち、それは被災前からの課題を深刻化させる可能性を持つ。そのため、被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく復興が必要になる。また、「創造

的復興」は、画一的な高台移転と防潮堤の建設を前提とし、被災後の地域と被災前までの生活が綿々と営んできた文脈と分離し、これまで柔軟に対応してきた災害対策が硬直化し、災害リスクを高めてしまう可能性をもつ。そのため被災地・被災者の文脈に基づいた復興が必要になる。さらに、「創造的復興」では、「政策論的な視点」から被災地・被災者を捕らえるため、本来復興の主体となるべき被災者が持つ「生」の個別性に向き合うことができない。そのため、被災者個々人がもつ喪失の悲しみや様々なものを失ったなかで生活を継続させていく困難さに向き合っていくような、「被災後の生活の切実さに寄り添っていく」復興が不可欠になる。この3つの要素によって、被災地外の東京や一部の大企業を主体とした、外発的な復興である「創造的復興」に対抗していくことを通して、被災前から続くグローバリゼーションの矛盾に向き合っていくことが、三陸沿岸部の復興には不可欠である。そして、その3つの復興の要素を持つ復興としての「内発的復興」（図表1-1）を支える復興教育が求められていると考えられる。



図表1-1 「内発的復興」の要素（筆者作成）

序章で示したように、これまで研究や報告されている被災地で実施されている復興教育には被災前から沿岸部の地域を取り巻いてきた状況に向き合っていかなかった課題が存在していた。特に、学校教育においては、被災前から沿岸部の地域を取り巻いてきた課題を視野に入れていく実践は見られず、また津波被害のない内陸での実践も前提し、教育プログラムとしては被災地・被災者個々人に寄り添いきれない可能性が指摘できる。さらに佐藤修司（2015）は、第2期教育復興基本計画について「創造的復興」の土台となった『復興への提言～悲惨の中の希望～』（東日本大震災復興構想会議）と軸を一にしており、新自由主義経済の「惨事便乗型資本主義」の適合・深化が強く感じられる、と指摘している。また、社会教育では、復興過程においてその主体となる被災者特有の「喪失の悲しみ」や「被災後の生活の切実さ」と向き合っていく視点が欠けていた。そのため、既存の復興教育では、「内発的復興」に不可欠な3つの復興の要素には応えられない可能性を持つ。したがって、グローバル化の進展が最も先鋭化する「創造的復興」に対抗していくための復興教育を明らかにするためには、これらの3つの要素を持った「内発的復興」を支える教育のあり方を明らかにする必要があると考えられる。

注

(1) 内閣官房、『東日本大震災復興構想会議の開催について』

<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/setti.pdf>（2016年10月21日取得）

(2) 東日本大震災対策本部、『東日本大震災からの復興の基本方針』

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf#search=> 東日本大震災からの復興の基本方針（2016年10月20日取得）

(3) 同上

(4) 同上

(5) 松本誠，2004，「検証・復興の10年」，柳田邦男編『阪神・淡路大震災10年—新しい市民社会のために—』，岩波書店，東京，49-108.

(6) 日本経済団体連合会, 『復興・創生マスタープラン～再び世界に誇れる日本を目指して～』

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2011/054honbun.pdf> (2016年10月21日取得)

(7) 同上

(8) 宮城県, 『宮城県震災復興計画』

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/36636.pdf> (2016年10月21日取得)

(9) 同上

(10) 同上

(11) 同上

(12) 同上

(13) 日本学術会議, 「東日本大震災地域の復興に向けて一復興の目標と7つの原則」

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/pdf/110930t-2.pdf> (2016年10月21日取得)

(14) 宮城県, 『宮城県震災復興計画』

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/36636.pdf> (2016年10月21日取得)

第2章 仮設商店街設立を通じた「内発的復興」の展開過程

—気仙沼市における仮設商店街設立を中心とした取組みを事例に—

1. はじめに

被災地の多くで仮設商店街が設立された。店舗や工場、事業所といった仮設施設は独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業によって設立され、一定期間貸与された。この仮設施設は、被災した中小企業者が入居することを前提として、その他にも地域の復興に役立つことが期待された商工会、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、郵便局、診療所、NPO法人などに貸与された。2016年6月までに1,265棟設立され、そのうち店舗となっているのが413棟である。また、同一敷地内に、入居者が最大時に3店舗以上ある仮設商店街が69商店街整備された⁽¹⁾。この仮設商店街は、被災地での商業活動の復興のみではなく被災者の雇用確保の場にも繋がり、本設営業に向けた足がかりとして被災者の生活再建に大きな役割を持つ、と考えられる。

近藤将輝ら(2013)は、気仙沼市鹿折地区に設立された「鹿折復幸マルシェ」を事例に、商店街を中心としたコミュニティがどのように形成されているかに着目して、仮設商店街は多様な交流の場、地域復興の拠点になっていることを明らかにしている。また、寺澤草太・饗庭伸(2014)は、釜石市・大船渡市・陸前高田市における仮設商店街を事例に、①支援受入先としてや、被災地訪問者などの集客力向上といった、仮設商店街を対外的に知らせる広告塔としての機能②本設へ向け様々な意向を持った事業者を受け入れ、実経験として営業形態・規模、出店場所を模索することができる商業再編の場③本設再開移行への推進力としての意義があることを明らかにしている。

そもそも、商店街の形成は、第一次世界大戦後の農村不況の中で、農村での農業をやめて都市部へ上京し、彼らの多くが、商売を始めたことに端を発する。商売を続けていくために、百貨店や生協と対抗すべく、各小売店を組織化し規模を拡大し、各店の専門性を高めていく過程で、商店街の理念は誕生した(新雅史2012)。その後、百貨店に対抗しつつ、

変化してゆく消費者のニーズに応えるべく、個々の小売業者を専門化し、それを地域ごとに束ねることで、高い消費空間を提供しようという明確な目的をもって商店街という理念が完成した。そこには、地域住民の新しい生活インフラの実現だけではなく、その空間に娯楽性を付与することで、コミュニティの人びとがそこに気楽に集まりうる空間に仕立てあげ、新しい公共性の基盤を作り上げるとする意図もあった。また、八幡一秀（2010）は商店街の機能として京都西新道錦会の事例より、利便性、経済性、社会性、創造性、公共性を挙げ、「地域住民と共に地域で共生し、住民と協同していくことが商店街の役割であり、地域社会の維持、地域振興に繋がることになる」と述べている。つまり、商店街には地域において地域経済の場、労働の場だけでなく、地域の社会資本やコミュニティの拠点としての機能も兼ね備え、その機能は地域において欠かせない機能である、と考えられる。しかし、新自由主義的政策における規制緩和策の一環として大店法の撤廃がされ、海外や大都市に本社がある大型店舗が参入し、多くの地方都市の商店街はシャッター通り化していった。商店街のシャッター通り化は、高齢者を中心とした自家用車を持っていない又は運転することが出来ない買い物難民と呼ばれる住民を生み出した。一方で郊外型大型店は地域での関係よりむしろ市場との関係を重視する。それゆえに「もうかるところでもうかる間は商売を続けるが、ひとたび店舗効率が悪化すればたちまち閉店し、他に新しい店を出す」（矢作弘 2005）という「焼畑商業」が行われていく。リーマン・ショックや長引く不況の中で、海外資本の撤退や大手流通資本の倒産が相次いでいる状況において、その大型店の地域での安定性はますます疑わしく、店舗効率を維持するためにも、「焼畑」のサイクルが短くなっていくことが容易に予想でき、大型店舗の撤退により生活必需品が買えなくなる地域が多くの農山漁村で発生する可能性がある。

「内発的復興」は、被災前から被災地が抱えてきた新自由主義的政策の矛盾に向き合い解決していくことを求める。そのため、被災前からシャッター通り化していた商店街を再生していくことがその一つの過程になり、仮設商店街の設立はその足がかりになる可能性を持つ。また、被災地での仮設商店街の設立は、店舗主の生活、営業および労働機会の再

建であり、地域住民の生活インフラやコミュニティの拠点の再建である。また、岡田知弘（2012）は被災地の復興には、地域内経済循環の仕組みが不可欠であるとしている。続けて岡田は、地域循環型経済を、地域経済で事業数や事業数で大部分を占める中小企業や農家、協同組合、NPO、地方自治体といった経済主体が毎年まとまった資金を投資し、それが地域内、国内、海外市場で販売され、循環することによって地域内で雇用や仕事、所得が生み出され、地域経済が再生産され、それらの一部が国や地方自治体への税金や金融機関への預金として流れ、それが地域に再投融資されることで、地域内再投資力が高まっていく経済循環であると定義している。地域の中小企業や小売店の集合体である商店街は、地域循環型経済循環における重要な拠点として位置付けられる。以上から、仮設商店街の設立は、「内発的復興」には不可欠な拠点であると考えられる。

本章では、内発的復興の拠点として位置付けられる仮設商店街設立に向けた実践を対象とした実証的研究によって、「内発的復興」の過程を、とくに学習活動に焦点を当てて明らかにすることを目的とする。

2. 事例地の概要

上記の目的を達成するために、宮城県気仙沼市に設立された気仙沼復興商店街南町紫市場の実践に着目する。気仙沼市は1,359人（内訳：直接死1,031人、関連死108人、行方不明者220人）の人的被害があり、住宅被災棟数は15,815棟、被災世帯は全体の35.7%を占める9,500世帯に上った。浸水面積は、市域面積の5.6%を占め、地盤沈下は最大マイナス74センチを記録した⁽²⁾。また、産業に関して被災し



図表2-1 気仙沼市南町の位置

(http://n.freemap.jp/tw/20161030_2320474437

を元に筆者作成)

た事業所は 3,314 事業所、市内事業所の 80.8%を占め被災事業者は 25236 人 83.5%を占め、住宅の再生と共に産業の再生が必要なことが分かる⁽³⁾。気仙沼市は、2005 年と 2008 年にそれぞれ本吉町と唐桑町との合併をしたがその年度以外は、1991 年から一貫して減少傾向にある自治体であり、震災前約 74,000 人いた人口が 1 年で 70,000 人にまで減少している⁽⁴⁾。



図表 2-2 被災直後の南町の様子
(南町住民提供)

また、商店街が設立された南町は、1 区、2 区、3 区、柏崎の計 4 つの行政区からなる 325 世帯・人口 740 人の地区である⁽⁵⁾。被災前は一番街、夢通り、マンゴー通り等多くの商店街が存在し住民の多くは商店主の商店街の街であった。かつては漁師の生活を支え、大漁時や遠洋漁業から漁船が帰ってきた時は、南町の商店街で祝会を行っていたという。また、近くには、恵比寿館と呼ばれる映画館があり、気仙沼の文化の発祥地と呼ばれていた。そのような気仙沼市の中心街だった南町だったが、魚市場の移転、地域の過疎・高齢化、郊外型大型店舗の開店により商店街が衰退しつつあった。

津波被害は南町の半分以上を占める場所に及び、多くの住民が住宅と共に働く場である商店を失い、南町は 4 人の犠牲があった。被災後は、南町の被災地は建築制限区域、被災市街地復興推進地域にも指定されたため、建物が建てられない状態が続いている。

本事例に着目した理由として第一に活動の自発性・自主性があげられる。東日本大震災後の仮設商店街に関して、寺澤・饗庭 (2014) は、その土地取得や出店者募集の方法から、仮設商店街を民主導型、公主導型、公民協働型の三つの形態に分類している。「内発的復興」は被災者が主体となった復興の取り組みを求めるため、被災者自身が事業主体となっている民主導型の仮設商店街に事例を設定する必要がある。南町復興商店街では、土地取得や

出店者募集を南町被災者が中心となって行っており、事例として妥当であると考えられる。

第二に、本実践が「内発的復興」として位置付けられる可能性を持つことである。この実践は、「被災後の生活の切実さに寄り添っていく」実践としての被災直後の避難所運営に始まりを見ることができ、シャッター通り化といった「被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく視点」を持つ実践や「災害リスクと生きる被災地・被災者の文脈に基づいていく視点」を持つ、防潮堤建設に反対していくような被災者主体の復興ビジョンを作成していく実践へ展開している。

第三に、本実践から学習が確認できることである。ここでいう学習とは、地域社会における人々が社会的実践に参加することを通して、社会的実践を変容させ、発展させていく過程である。末本誠（1996）は、心理学の議論から学習の定義を、「新たな知識や行動を経験することによって、人間が新たな認識の仕方や行動の様式を獲得する」こととしている。そのため、制度化された構造的・組織的な教育活動や学習者自身が学習を目的とした活動だけではなく、「生活活動をする事自体の中に学習が不可欠なものとして含まれる」と指摘している。また、ユネスコ第5回国際成人教育会議（1997年7月）での青年学習に関するハンブルク宣言では、学習を「地域社会における人々の情動的に豊かで創造的な参加を推進していくもの」としており、鈴木敏正（2008）は、「社会参加の基本的条件」をその目標としていることを指摘している。こういった学習と社会的実践との不可欠・不可分な関係性について、より積極的・具体的に学習を社会实践として捉えた状況的学習論（レイヴ、ウェンガー 1993）では、学習は人間活動の過程が変化する中であらわれると指摘している。さらに、この状況的学習論から、松本大（2006）は、実践への参加の過程や、その実践や活動の変化が学習であるとしている。また、香川秀太（2011）は「ある社会文化的状況を自らが能動的につくっていくこと、文脈ないし状況の構成に自身も参加していくことが学習」であるとしている。

一方で、平成23年度防災白書で「未曾有の大災害」⁽³⁾と称されているように、東日本大震災は現代日本社会において経験したことのない規模の災害だった。そのため、被災者

が東日本大震災からの復興に向けた知識や認識の仕方や行動の様式を予め持っているのではなく、復興に向けた実践を展開し試行錯誤していく過程で、復興のための新たな知識や認識の仕方、行動の様式を獲得し、復興の担い手として主体形成していく必要がある。以上の議論を踏まえ学習を上記のように定義した。

本事例では、主体を担った南町の柏崎青年会が他の組織や個人と共同し、組織の名前を個々の実践に合わせて変化させながら実践を展開してきた。そのことは、避難所の運営から始まり、南町の復興ビジョン作りにまで実践が変容し、発展してきていると捉えられる。前述のように、学習は実践を変容させていく過程であるため、上記で定義した学習過程が存在すると考えられる。

3. 南町における復興商店街設立にむけた実践

南町復興商店街設立に向けた実践を、「学習」の内容で大きく分けると3つの実践に分けることができる。本章では、まず実践の主体を担った柏崎青年会と南町の特徴である商店街の被災前の活動状況を述べ、次に被災後の各実践について述べていく。

(1) 青年会による地域での活動・商店街活動

被災前から、南町は青年会の活動が活発な地域であった。南町は、1区、2区、3区、柏崎の計4つの行政区からなり、それぞれに自治会が組織され、各自治会内に組織される青年部の取りまとめを柏崎青年会（以下、青年会）と呼ばれる別組織が行っていた。青年会は自治会青年部の取りまとめの他に、ソフトボール大会やボウリング大会など住民同士で交流する活動や南町にある紫神社での「かぼちゃ祭り」と呼ばれる祭礼の運営を担い、地域での様々な活動の担い手となっていた。活動の中心となっていた青年会長は、被災した当時54歳で、南町の商店街にある歯科医院で歯科技工士として働いていた。

その他にも青年会は、綱引き大会、イルミネーション、飲食店マップづくり等の商店街でのイベントの手伝いも行っていた。被災当時69歳で、南町商店街で寿司屋を経営してい

た南町2区の会長が中心となりこれらの商店街のイベントを実施しており、その背景には、南町2区の会長の、商店街の一店主として、さらに南町2区の会長として、地域のシンボルであった商店街を活性化させたいという意欲があった。しかし、イベントは、継続しては行われず、そのため地域から商店街への人の流れは一過性のもので恒常的な商店街の活性化に結びつくことはなく、商店街のシャッター通り化が進んでいた。青年会長は、シャッター通り化していた南町商店街を振り返り、商店街に来て「人と会えない時もある。車も通ってないし、怖くなることもあった。」⁽⁷⁾と述べていた。

(2) 避難所運営の実践

地震発生後、南町住民の多くは青年会での会議の場であった紫会館に避難した。紫会館では、自治会名簿を基に住民の安否確認が行われ、会長の指示のもと、指定避難所となっていた会館近くの小学校に備蓄されている毛布を取得した。紫会館に残っていたストーブや地域での祭礼に使っていた自家発電が使われ、テレビから被災した当日から震災に関する情報を得ていた。被災当日の夜は、会館に残っていた乾麺を全員で分け、ストーブで暖を得ながら一夜を明かしたという。

被災翌日には、紫会館への避難者が150名にのぼったが紫会館は、気仙沼市から避難所としての指定を受けていなかった。そのため、避難者で、避難所での生活のために必要な物資を調達し、主体的に避難所を運営していく必要があった。そこで、避難所を運営する運営委員会を、青年会が中心となって自治会長とともに、地震発生直後に組織化した。運営委員会には、各自治会から紫会館避難所の運営資金を出し合い、1区の自治会長が運営の長、2区会長は会計、3区の会長は気仙沼市等との交渉事を担当し、青年会を中心に「燃料班」、「炊事班」など得意とする専門分野にわけ、避難所運営を実施した。

例えば、燃料は、毎日、残量を把握しながら「燃料係」を中心に調達した。ガソリンの買い出しには気仙沼の内地である一ノ関まで毎日行っていた。一人あたりの購入制限があったため5、6人で行ってガソリンの調達を行った。また、毎日、朝晩は駅近くまで行っ

て水汲みをした。この水くみ作業は、多い日で一日4、5回行っていた。

毎日の食事は飲食店関係の避難者を中心とした「炊事班」が準備した。食料は、紫神社宮司の協力や避難者から提供された米や缶詰、被災し冷蔵庫が使えなくなった近隣の魚屋から提供された魚介類が使われ、不足分は一ノ関の食料品店から調達した。



図表 2-3 紫会館避難所外観（筆者撮影）

また、避難者のうち約100人が通院していた。そのため、「衛生係」は薬が必要な避難者それぞれに細かいことを聞いて、市立病院までまとめて薬を採りに行った。この仕事は、朝一番で行っても、かなりの人数分であったため、一日仕事になっていた。

水道が通って水くみを行う必要がなくなったり、気仙沼市内でガソリンが調達できるようになると、お年寄りの代わりに青年部が中心となって、家に忘れ物や必要なもの、不足物資を取りに行く作業が本格化した。一軒一軒、本人が行けない家に入り、家の中や、道路のがれきやヘドロの撤去をした。津波は店の2階天井まで押し寄せており、自衛隊の手が回らない店を見つけては半壊となった店や住居の一階のものを出してやろうと皆で片づけをしていった。さらに、防犯のために、青年団を中心に自警団を組織して夜回りを行う活動にも取り組んでいった。

南町には直接、家が津波によって壊されることはなかったが、電気も水道も通っていない状況で生活が困難となっていた在宅避難者が大勢いた。避難所の運営では、彼らも南町住民であり被災者の一人でもあるという認識から、在宅避難者の支援も認めてもらう要請を市に行き、彼らの分の支援物資も避難所に持ってきてもらい、それを配る活動を行っていった。その他にも、全国から届けられる支援物資の内、避難所では使うことのなかった子供服などは無駄にならないように月に約2回他の避難所に運ぶ活動も行っていた。

これらの避難所の運営は、運営委員会が被災直後に発足したことや被災前の青年会による地域での活動で、避難者同士、青年会と避難者とで顔見知りが多かったこともあり、大きなトラブルもなくスムーズに進んでいった。

避難所運営の方針は、避難所で毎日必ず行われる朝礼と反省会で決定していった。朝礼では、運営の長を担っていた1区の自治会長が「今日も元気にやりましょう」と挨拶を行い、青年会が一日の予定の確認と避難者たちの体調管理を行った。その他にも、避難者が必要とする薬や衣類などその日必要なものを確認し、今日行うこと、必要なものの情報を青年会で共有していった。反省会では約20人の運営委員を中心に日々の活動を報告し、避難者からの要望をもとにした翌日の行動予定の確認や作業の割り振り、食事や燃料の残量や水が汲める場所等の情報共有を行った。さらに、日々の活動の慰労会を行った。慰労会でお互いを「社長」「頭取」「事務局長」「板長」など様々な愛称で呼び合い、避難者同士の交流を積極的に行っていた。この中でお互いの意見を言い合い、避難所で助け合って生活することにより、もともと面識がなかった人との結びつきが強まり、お互いの理解が深まったという。

以上から、行政やボランティアだよりで運営され、被災した人たちがただ救援を待つ避難所なのではなく避難者が自ら運営を担い、運避難者同士のコミュニケーションのなかで避難所での生活に必要なものを知り、それを元にさらに活動を展開し協力していった避難所だと考えられる。

震災から半月ほどが経ち、直接津波による被害を受けていない店舗が電気の通っていない状況でも、路上で商売を再開している状況がみられるようになった。紫会館避難所でも「他地域で空き店舗を利用して南町の人がいって商売したら商店が少ないわけでなかなか繁盛した」「ほかのところでは商売が開始している」といった路上販売の情報がもたらされたことにより、毎日の反省会で、店の再開について話し合いをするようになった。しかし、当初は、避難所にいた被災者の多くは店の再開に対し、後ろ向きの姿勢だった。震災当時、南町の商店街は全盛期の半分程度にまで店舗数が減っており、特に土曜、日曜日は

人通りがまばらになっていた。そのため、避難所にいた被災者の多くは、「新たな投資をしてまで商売なんてできない」「どこからも手をつけていかかわからない。これを機会に店を畳もう」「やってもよそでやりましょう」といった南町での商売の再開は難しいという認識を持っていたのである。さらに、被災直後から、店舗を再建できる力を持っていた店主はこの時点ですでに他地域への店舗の移動を考えており、たとえ何らかの手法で被災前のように建物が復旧しようとも、被災前の南町商店街のシャッター通り化という課題が急激に進行する可能性があった。

一方で、運営委員会による避難所指定の申請によって、紫会館避難所は指定避難所になったが、規模が小さいため水やガソリンの配給が少なく、不足分は紫会館避難所の避難者自身で買わなくてはならなかった。そこで、青年会長は、運営資金を得るため、さらには「南町住民の意識を変えて、もう一度南町で生活をするためにまちを興したい」という意欲から、自分達で露店市を作る案を反省会で提案した。露天市は「青空市」と名付けられ、青年会長の知人の協力もあり、コロッケ販売と下着販売の2店舗により始まった。「青空市」での様子は反省会で共有され、しだいに、参加希望の声があがり、最終的には靴屋、モツ煮屋、弁当屋、キムチ屋など最大で約10店舗からなる露天市⁽⁸⁾になっていった。「青空市」には、気仙沼に来ていたボランティアや地域住民が購入に来たが、露店市のため、雨の日は休まざるを得ず、電気が通っていない状況で仕込んだものの保存の問題が発生し始めた。また、参加者から「屋根のある店舗がほしい」という意見が出始め、商売を今後も続けていくためには仮設店舗の設置を考える必要があった。そこで青年会長が中小企業基盤整備機構による仮設店舗貸与制度の活用を提案し、2011年5月から仮設店舗による仮設商店街の設立に向けた活動を開始した。

このようにして、避難所運営の過程で仮設商店街設立に向けた実践が始まることになった。これにより市や県主導によって仮設商店街を設立するのではなく、避難所運営委員会を担っていた青年会を中心とした南町住民によって仮設商店街設立に向けた実践が開始されたのである。

(3) 南町復興商店街設立の計画策定の実践

反省会での青年会長による仮設店舗の提案や「青空市」継続のための仮設店舗の必要性によって、2011年5月中旬に避難所運営委員会を中心に「仮設店舗準備委員会」を発足させた。「仮設店舗準備委員会」では、設立に向けた実質的な業務は避難所運営をしていた青年会長を中心とした青年会が務め、委員長を南町2区の自治会長が担った。

「仮設店舗準備会議」は、「仮設店舗準備委員会」の参加者によって南町復興商店街設立に向けて何も進展がなくても毎週月曜日に必ず行われた。これには、長引く仮設商店街設立準備の中で、「参加者の心が折れてしまわないように、些細なことでいいから、ある程度の見通しを示したかった」という発起人である青年会長の意図があった。毎週会議を行うことによって、商店街への参加を迷っている被災者たちが設立に向けた話を聞く機会が増加したことで、商店街設立に向け活動を行っていることのアピールになり、参加者希望者が増加していった。参加希望者が増加するにつれ、参加者による様々な意見が出たり、新たな土地の取得と店舗数の増加に関わる新たな申請など、まとめ役をしていた青年会長の実質的な業務量が増加していったが、参加希望者の入居を断ることは基本的にはなかった。それは、南町に建築制限が引かれ住むこともできない状況が続き、身動きが取れなかった南町住民の雇用を生み出し、彼らの今後の復興のための資金取得を可能にすることで「何としてもこの周辺で人が住んでまちを再建させたい」という青年会会長の地域への意識があったためである。その結果、南町復興商店街は、東日本大震災後の被災地において最大規模の52店舗からなる仮設商店街として設立することになった。



図表 2-4 「仮設店舗準備会議」で用いられた仮設商店街の模型（筆者撮影）

また、会議の冒頭で毎回行われた挨拶で委員長は、以前のシャッター通り化していた商店街には戻さない決意や個々の商店が一丸となって商店街を造り上げる必要性を語った。この挨拶が毎回行われた背景として、「みなさんが前向きになるよう気をつけた」「私自身はとにかく後ろ向きにならないように前向きに進んでいこう」という委員長の意識があった。



図表 2-5 「仮設店舗準備会議」の様子
(筆者撮影)

例えば、商店街の開場が迫る 12 月の会議で委員長は、「今までの常連さん等の人を集められるようにし、沢山の人が来るようにしたい」「私は、この商店街を絆、信頼、希望を持ってやっていくんだ、と思っていまして、みんなが絆を持って、絆が信頼になって、それは必ずお客さんに伝わるのですよ」といったことを語っていた。

さらに、この会議では、日々変化する情報の共有、行政や他団体との話し合いの結果や状況、手続きの方法等を知ることを通して、南町復興商店街の具体的なプランを決定していった。商店街の入居条件として、まず、基本的に以前から南町に住んでいた人、働いていた人に定め、募集を行った。店舗の配置については、多くの参加者が仮設店舗の一階を希望していたが、シャッター通り化していた被災前の商店街に戻ってしまうことがないように、日中開店する店を一階部分に集めていくことを決めた。また、「仮設店舗準備委員会」では、募集してきた飲食店や日洋品店の他に被災前に南町になかった商店を、南町と隣接する八日町から商店街に誘致した。その他にも、各商店の扱う商品の幅を広げることを参加者と確認し、何でもそろそろ商店街を目指していった。このように、幅広く生活に必要な商品を扱うことで多くの人に訪れてもらえるようにすることで地域の復興の拠点として位置付けていきたいという意識が委員長や青年会長に会ったことがその背景には存在した。

また、会議の中で仮設施設を利用して設立する商店街はあくまでも一時的で仮設的な商

店街であり、今後被災した商店街を復興した地域の拠点として再開するための足がかりとして位置付けていくことが確認された。また、仮設から本設に向けて商店主に対する補償が当時見込めなかった状況でもスムーズに移行を行っていくために、可能な限り仮設店舗設立に資金を投入しないようにされた。そのため、参加達でできることはできるだけ参加者同士で行い資金の無駄をなくす工夫がされた。また地域の拠点として被災地内外で認識してもらえるように、岩手県大槌町の「大槌北小福幸きらり商店街」と「ひょうたん島姉妹商店街協定」という連携協定を締結し、地域再生の拠点としての活動を実施することも確認していった。

9月後半の準備会議では、仮設商店街の愛称を、震災直後多くの人が避難した紫会館と、住民からは「紫さん」と呼ばれる紫神社⁽⁹⁾から「紫」を採り、「南町紫市場」と決定した。また、商店街の設立が近くなると「復興商店街準備会議」は内装、共益関係、商店街で行われるイベント関係といった事務的な議題の他に商店街の発展をどのようにしていくかについての話し合いを行っていった。

「仮設店舗準備会議」の他に、「仮設店舗準備委員会」は、2011年6月に、委員長が所属する経営者の組織のメンバーであった神戸市長田区の商店主を通して、長田区にある商店街の視察を行った。長田区では、阪神・淡路大震災直後、被災者を中心に約100店舗からなる仮設商店街「復興元気村パラール」を設立しており、当時の仮設商店街の運営方法やプレハブの小さい店舗での商売の手法について学習することを視察の目的としていた。

この視察では単に長田区の商店街の調査だけではなく、当時仮設商店街「復興元気村パラール」設立に際してメンバーの方から、当時の設立の経験を通して単に仮設商店街を設立するだけではなく、今後の復興を見越した仮設商店街の設立のあり方を学ぶことを目的としていた。視察の中では、長田区の方からは「出来たのが一人ではできないということがそれに繋がっている。」「商売をするのに最低限の投資に留めて、利益を蓄えてその後の軍資金にしなくてはならない。」「その後の本当の商店街再建に努めていかななくてはならない。」という商店街の再生やその後の復興に関する意見が出され、この視察を通して、南町

での仮設商店街のビジョンが明確化していった。例えば、参加者からの「長田区では地域に外から人を呼ぶシステムはできていなかったように思う」という指摘から、気仙沼市に他地域から人を呼ぶシステムとして子どもたちの太鼓演奏などの文化を活かしていく方向性が会議の中で出された。当時の南町周辺は、仮設住宅への移行により学区がバラバラになっていただけではなく、地震による地盤沈下により子どもたちの放課後の居場所がなくなっていた。そのため、家庭と学校の往来だけでないバッファゾーンの必要性が高まっていた。そういった南町の背景もあり、子どもの遊び場としての機能だけでなく、伝統芸能の練習やワークショップなどの情操教育の拠点としての機能を持たせた子どもの集会所（cadocco/カドッコ）を仮設商店街の一店舗として設けることになった。また、長田市の商店街のなかで駅前の商店街は流行っている一方でその他の商店街にはところどころシャッターが閉められた光景を目の当たりにし、「商店街を立派に作りすぎてしまったために、逆に共益費がかかってしまい、それが負担になって店を閉じてしまっている人が多いように感じられた」という指摘や上述の仮設以降の暮らしの再建のために利益を蓄えていかななくてはならないという永田区の商店主からの指摘を元に、商店街の運営にあたって入居する商店主が支払う共益費などをできるだけ減らすことにされた。この商店街運営費や設立費用の削減のために、準備委員会を中心にNPO法人格を取得し、助成金などの申請など資金調達の手段を増やす工夫をしていった。

さらに、この視察により得られた、商店街で多くイベントを行うことによって集客力を確保する商店街ビジョンは仮設商店街の構想に盛り込まれ、青年会だけではなく、南町仮設商店街に参集した若手店主を中心に仮設商店街でイベント開催を企画する「イベント部会」を、「仮設店舗準備委員会」内に新たに組織した。

（４）復興ビジョン作成の実践

青年会・自治会を中心に、「復興商店街準備会議」と並行して、復興ビジョンを作成する実践を行った。この実践は、仮設店舗貸与期間後の商店街のあり方を考えていく上で、商

圏としての南町の復興を同時に果たしていくために、専門的な知識や専門家の協力を必要としたことが背景としてあった。具体的には土木工学、都市マネジメント、リスクマネジメントの専門家との学習会と、東日本大震災商業復興支援マネージャーをファシリテーターとした魚町住民との学習会という二つの学習会を行った。

専門家との学習会は、青年会・自治会を中心に2011年7月に始まった。学習会では、被災前から持っていた地域文化や、「防潮堤に頼らない海と共生する中心市街地の活性化」「震災前より活気ある中心市街地商店街の活性化」「街なか居住の推進、歩いて暮らせるコンパクトな中心市街地の活性化」といった参加者が望む復興のあり方を議論し、学習を重ねるうちに、地域全体の震災からの復興に関しての将来の青写真を描き、復興の目標を定めていった。この学習会で作成された復興のビジョンは、宮城県知事や気仙沼市長に嘆願書として手渡した。嘆願書には、津波リスクを受け入れ、今まで居住・営業していた場所で活動できるようにすることや気仙沼南町周辺の災害に対する考え方が書かれていた。具体的には、「南町の海岸に面した部分に親水型公園の拡充」「南町、魚町地区に気仙沼本来のレストランモールの再興」「魚町、南町地域に若者向けのモールの創設」「八日町地区のちょっと落ちつける芸術空間の創造」「住空間の充実、交通の確保」などを記述していた。さらに嘆願書を通じてまちづくりについて提言していくと同時に、実現に向けて、地権者との調整も学習会参加者が行っていった。これは、当時、被災者と行政との合意形成がなく、早急に復興計画が策定されつつある状況で、南町の被災者が望む復興のあり方を行政に伝え、それを復興計画の中に盛り込んでいくことを目的としていた。

この他に、青年会・自治会を中心に復興に関する学習会を、東日本大震災商業復興支援マネージャー⁽¹⁰⁾や魚町住民とともに行った。魚町は南町の隣町であり「内湾地区」として行政による復興計画では同じ区域に分類されていたため、行政が示す復興案を精査するためには合同で学習する必要があった。学習会のファシリテーターを担った東日本大震災商業復興支援マネージャーは、阪神・淡路大震災の被災者で、南町に派遣された当時41歳だった。気仙沼市に派遣される以前は神戸市を中心に商店街活性化の支援事業やまちづ

くりに関するコンサルティング業をしており、阪神・淡路大震災後には、地域の復興に関する情報誌発行の事務局を担っていた。また南町に派遣されてからは、学習会のファシリテーターのほか、復興に関する情報収集や商店街設立に向けた事務作業等を行っていた。

学習会では商業復興支援マネージャー自身の阪神・淡路大震災での被災体験や、その後どうやって展開していったかの経験等について話し合い、商店街を中心とした南町全体の復興に関する、白地図を用いた意見交換やワークショップを実施した。また、復興事業の仕組みや今後の事業の進み方、復興に向けてわからないことや心配なことについて意見を出し合い、復興に関連する情報の共有をした。その他にも今後の住まいに関する意向調査や復興公営住宅の建設場所と戸数の設定、そのための被災市街地復興推進区域内における土地所有者意向調査、事業区域など今後具体的に話し合うべき事業決定に向けた今後の大きな流れについての確認をしていった。

さらに、当時各地区で設置が始まっていた復興まちづくり協議会のあり方や市・県が復興を進めていくにあたって指定した被災市街地復興推進地域の制度、土地区画整備事業の概要などを学ぶ学習会も行っていた。その中で、地域の意向として取りまとめたことを行政に提案する場、個人に必要な情報を伝える場、行政と合意形成を行っていくための場としての協議会や正しい情報を共有するためにまちづくりニュースの発行の必要性について話し合っていた。その他にも、神戸の例からまちづくり協議会で街区計画、まちづくり提案など検討すべきことについて学んでいった。学習会を通して、事業が始まるまでの時間を有効に使うために、内湾地区全体の土地利用の大きな方向性について話し合い、できるだけ多くの人の意向を取り入れていくことを確認していった。

学習会の成果として参加者たちは市への要望書を作成した。要望書の前文では、学習会参加者の共通認識である「このまちで住み続けたい、商売を続けたいと願うすべての人が一日も早く戻ってこられるように、スピード感のある復興まちづくりに取り組んでいきたい」旨を記述し、①災害復興公営住宅の建設②復興事業計画の策定③一日も早い復興を推進するための組織体制づくりに関して学習会を通して参加者で合意形成できたことに関し

て記述していった。具体的には、①「災害復興公営住宅の建設」では、災害復興公営住宅の早期建設を望むことについて記述していた。当時南町が被災市街地復興推進地域に指定されたことで、市による復興事業計画が決まらなると身動きがとりにくい状況になっていた。そのため、この地区に戻ってきたいと思っている人たちも、当地区に戻ることを断念し、他地区に先行してできる復興公営住宅への入居や他地区への移住を決めてしまうことが参加者の間で懸念されていた。そこで、南町でも災害復興公営住宅の建設計画を早急に決め、南町の人口流出を防ぎたいという参加者たちの意識が記述された背景にはあった。②「復興事業計画の

策定」に関しては、「防潮堤や土地の嵩上げに関する情報開示」を望む記述や参加者が望む地域の復興ビジョンである、これまで気仙沼湾の沿岸部で「海とともに生きてきた」気仙沼の風景を生かし、観光のスポットだけではなく、住民が集う憩いの場を整備したいことを記述している。それには、参加者の間で街区計画や魅力的なまちなみの形成をしていくことを望むことや、防潮堤や土地の嵩上げについて様々な意見がありつつも、それぞれが復興のビジョンを描いていくために必要な情報が、なかなか行政から開示されず、行政と対等な議論をすることができない状況が背景としてあった。③「一日も早い復興を推進するための組織体制づくり」に関しては、「魚町地区会」と「南町地区会」でそれぞれ話し合いや学習の場を設け、それを実りある議論の場とするためにも、行政からの積極的な情報



図表 2-6 完成した南町復興商店街の様子

(筆者撮影)

提供と行政の担当者を決めて、毎回、会議に参加してもらうことを望む記述をし、被災者の復興への参加の阻害を乗り越えるための事項を要望書に記述していった。

以上の地域全体の復興ビジョン作成の実践を行うことで、参加した「仮設店舗準備委員会」のメンバーたちは復興の拠点として南町復興商店街を位置付け、地域での魅力的なまちなみの一要素としてなるように仮施設貸与後も地域に新たに商店街を再生させることを見込んだ南町復興商店街設立の準備をしていった。また、商店街を中心とした地域全体の復興ビジョンをより具体的かつ裏付けを持った計画を被災者が主体となり作っていくためにも、学習会を通して制度に関する知識をつけ、その前提となる正しい情報を積極的に開示していくことを求めていったのである。

4. 仮設商店街設立に向けた実践からみた「内発的復興」の展開の特徴

これらの実践によって、2011年12月23日に南町復興商店街が設立した。それぞれの実践をまとめると図表2-7のようになる。これらの実践がどのような特徴をもって展開していったのか、について考察する。

第一は、課題の発見と解決策の探求による実践の発展である。南町復興商店街の設立に向けた実践が始まったのは、「青空市」継続のための課題の解決のためであり、その「青空市」も避難所運営のため資金不足という課題の解決の側面をもって開始した。それは、被災直後、様々なものを失った中で生活を継続させていくという「生活の切実さ」に向き合っていく実践であった、と考えられる。さらに、青年会を中心とした南町住民は専門家も交え、商店街の商圈としての地域再生という商店街を運営していくための課題を乗り越えていくことを目的とした学習会も行っていた。つまり、本事例は、被災後の実践の中で新しく生まれた課題に対してその解決を探求していくことで実践を発展し、その出発点である避難所運営の実践は、復興ビジョンを被災者で作っていく「内発的復興」の原動力としての機能を持った、と考えられる。矢守（1997）は、避難所の機能として被災者の安全と当面の衣食住を確保する「一

図表 2-7 南町復興商店街設立に向けた実践のまとめ（筆者作成）

実践の概要	避難運営所の実践	南町復興商店街設立の 計画策定の実践	復興ビジョン作成の実践
実践主体	避難所運営委員会(南町青年会・自治会)	仮設店舗準備委員会(青年会・2区会長), 商店街参加者	青年会, 自治会, 魚町住民, 東日本大震災商業復興支援マネージャー, 専門家
実践理由	市指定避難所でない 物資が不足したため	仮設店舗の利用 被災者の復興資金の確保	仮設商店街の設立 地域全体の復興の必要
実践内容	避難所の運営 朝礼, 反省会の実施	仮設店舗準備会議の実施 長田区への視察	阪神・淡路大震災からの復興に関する聞き取り 専門家や魚町住民との復興ビジョン作成, ワークショップ
実践の結果と その仮設商店街との関係	主体的な避難所運営, 「青空市」開催 商店街設立に向けた実践の萌芽	参加者の増大 店の配置など具体的な商店街の計画策定	意見書の作成, 市長・県知事への請願 南町の復興の拠点としての商店街ビジョン

時機能」だけではなく、中長期の生活復旧を支援する「二次機能」を想定する必要性を指摘している。本事例における「内発的復興」の原動力としての被災者主体の避難所運営の機能は矢守の指摘する「二次機能」に当てはまる。避難所の「二次機能」を確保していくためには、被災直後から生活の上での課題の発見と解決策の探求によって実践を発展していく過程が不可欠である、と考えられる。

第二に、被災前の地域の状況を乗り越えていく実践の方向性である。「青空市」継続のために始まった南町復興商店街設立の計画策定の実践で、「仮設商店街準備委員会」は、その設立を通して、被災した南町商店街を再生していくことを意識していた。そのため、南町

復興商店街にはシャッター通り化という被災前の商店街が持つ課題を乗り越えるための工夫をした。一般的に、災害は、地域課題を顕在化させる、とされている。そのため、復興過程で復興に参加する被災者が被災前からの地域課題と向き合っていく必要があり、この被災前の状況を乗り越えていく方向性は、「内発的復興」において欠かせない過程である。

第三に、仮設商店街設立の取り組みが、仮設商店街設立の計画策定だけではなく、復興ビジョンや要望書の作成といった地域全体の復興に向き合う実践にまで展開している点である。岡田知弘（2012）が、地域経済循環構築が被災地の復興に不可欠であると述べたように、仮設商店街の設立はその拠点の一つとしての役割を持つ。しかし、本事例では、仮設商店街再生のプロセスは、地域経済循環の拠点づくりとしての役割以上に、商店街のあり方も含めた復興計画づくりをしていく復興の拠点としての役割をもつ可能性がある、と考えられる。さらに本事例で作成させられた復興ビジョンは、市や県が主導で作成してきた防潮堤や高台移転を前提とした復興のあり方ではなく、被災者の、被災前からあった海が見える風景で暮らしてきた生活を取り戻していきたいという被災した場所での生活再開への意識を前提とした復興のあり方であった。そのため、市や県が主導で作成してきた防潮堤や高台移転に関する計画の情報開示などを要望書で求め、学習会ではその計画を批判的に検討し、被災者が主体的に復興ビジョンを作っていた。

また、これらの特徴は重層的になっている。第一の特徴である「課題の発見と解決策の探求によって実践を発展」することによって、第三の特徴である「商店街再生の取り組みが、仮設商店街設立にむけた計画策定だけではなく、地域に向き合う実践にまで発展」することができた。そして、その過程、特に仮設商店街設立から地域の復興にむけた実践への変容過程で第二の特徴である「被災前の地域の状況を乗り越えていく方向性」をもって実践が展開していったのである。

それらの展開を見せた実践は、青年会を中心とした南町住民が被災前後に置かれていた状況や青年会でのコミュニケーション、青年会長のリーダーシップに依拠している、と考えられる。被災前の南町商店街は商圈の縮小が顕在化しており、被災後の紫会館避難所運

営では、避難所の規模が小さいことにより支援物資の配給が不足していた状況があった。そのため、これらの困難な状況を乗り越えていくような実践が展開した。したがって、被災前後の青年会を中心とした南町住民が抱えていた困難が実践の展開の背景にあった、と考えられる。また、被災前から青年会は、レクリエーション活動や祭礼の担い手として活動し、組織を維持してきた。その活動を通じた住民同士の交流や、青年会が紫会館避難所の避難者のニーズを汲み取り避難者との積極的なコミュニケーションを行うことによって、避難所運営委員会はスムーズな避難所運営を行うことができた。さらに、避難所経営や商店街再生にむけた実践では一貫して青年会、特に青年会長が主体になり、自治会や専門家、他地区の住民と協働しながら展開してきた。インタビュー調査⁽¹¹⁾で、南町商店街設立に向けた実践に関して、委員長が「若い彼ら（青年会）に任せ、彼らが動きやすいようサポートした」と述べ、1区の自治会長が「避難所での雑務は任せて、設立のために動いて欲しい」と青年会、青年会長への信頼関係について語っている。このように、地域での活動や紫会館避難所運営での積極的なコミュニケーションに基づく青年会、青年会長への信頼関係も実践の展開していく背景にあった、と考えられる。

5. おわりに

これまで論じてきた「内発的復興」の過程には、課題の発見と解決策の探求、被災前の地域の状況を乗り越えていく方向性、避難所運営から仮設商店街設立に向けた実践を通して地域全体の復興に向き合う実践への展開という三つの特徴が認められた。さらにその実践を経て、南町復興商店街が復興の原動力としての避難所運営や地域の拠点としての役割を持ったことが明らかになった。

今後の研究課題として、二点あげられる。一点目は、より多角的な視点から仮設商店街設立の役割について論じることである。本研究では、実践の変容過程から仮設商店街設立の持つ役割を論じることに留まったが、今後は仮設商店街に来る地域の消費者や仮設商店街準備委員会以外の店主の視点や参加者同士の関係性など各被災者に焦点を当て、仮設

商店街設立の持つ意義を明らかにすることで、「内発的復興」における仮設商店街の持つ意義を明快にする必要がある。二点目は、実践の主体を担った青年会の「内発的復興」の担い手としての可能性である。本事例の主体を担ったのは青年会であり、それは被災前の活発な実践によるものだったと考えられる。そういった青年会の持つ復興における役割をより鮮明にするために、他仮設商店街との比較調査や量的調査を行う必要がある。

注

(1) 中小独立行政法人中小企業基盤整備機構, 『仮設施設の全体整備状況等』

http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/dbps_data/_material_/earthquake2011/pdf/kasetsu_seibitekkyojisseki.pdf (2016年10月21日取得)

(2) 気仙沼市, 『気仙沼市復興計画』

http://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s019/010/050/010/hukko_keikaku_1.pdf (2016年10月21日取得)

(3) 同上

(4) 平成3年～平成24年決算カード

(5) 2010年国勢調査

(6) 内閣府, 『防災白書平成23年度版』

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h23/bousai2011/html/honbun/index.htm>
(2016年10月21日取得)

(7) 2013年5月26日南町復興商店街にて実施。

(8) 「青空市」で扱った商品の原材料は、被災していない内陸部の食料品店や被災前からの得意先の支援によって仕入れていた。

(9) 紫神社は南町の高台にある神社であり、避難所となった紫会館は紫神社の境内に位置している。また、青年会が運営を担っていた「かぼちゃ祭り」も紫神社の境内で毎年行われている。

(10) 東日本大震災商業復興支援マネージャーは、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会によって設立した全国商店街支援センターから申請のあった商店街や地域に派遣され、仮設店舗の利用等商業復興の支援を主な業務内容としていた。

(11) 2013年5月26日南町復興商店街にて実施。

第3章 被災地における環境教育と教師の役割

―被災した教師の喪失体験に基づく復興の取り組みを事例に―

1. はじめに

学校教育で実践する「内発的復興」を支える教育は、「内発的復興」に不可欠な視点を獲得していくことと同時に日本の教育そのものが抱えていた新自由主義的教育改革による閉塞感を打破していくものでなくてはならない。それは、「内発的復興」が被災前までの東北沿岸部を取り巻いていた新自由主義的政策を批判的に捉え直していくことを求めるからである。

被災地では、序章で示したような、佐藤修司（2013）が指摘する「震災前から衰退の途にあった地域社会がさらなる困難を抱え、存続の危機に置かれる」なかで、「高学力の証明により優秀な労働力の存在をアピールし、地元への企業誘致、地元経済の活性化を目指すと同時に、県外・中央に優秀な人材による、地元への利益還元を期待」した被災地や被災者の実態とは切り離された教育が実施されている。こういった教育に関する状況は、災害を契機に新自由主義的教育政策をさらに進める可能性を持つ。また、「創造的復興」において、子どもを含めた被災者が「生」の個別性から切り離され扱われているなかで、単なる数として置き換えられていく被災者それぞれの「生」の個別性に向き合い、被災者の復興に向けた教育が被災者・被災地には求められている、と考えられる。

そのためには、被災者が持つ「喪失の悲しみ」や「被災後の生活の切実さ」といった被災者の実態から教育過程を作り出すことが必要であり、被災した教育者が復興支援活動への参加を通して、被災者と向き合っていくことが不可欠である。櫃本・朝岡（2014）が指摘しているように「創造的復興」の過程で「生」の個別性から切り離され扱われ、単なる数として置き換えられていた被災者の状況は、汚染物質の範囲や農道、被害者の数といった「数字で表現できる部分的なもの」と捉える上からの「政策論的な視点」にたつ公害対策における公害被害者の社会的排除と同様の課題を持つ。安藤聡彦（2013）は、東日本大震

災後の環境教育は、「本質において公害教育であり続けることを覚悟しなければならない」とし、教師が公害教育において展開した『『苦しみと向き合う』という生き方を引き受けること」が求められている、としている。また、朝岡幸彦(2009)は「被害者の多くが生物的・社会的な弱者であり、失われたもの（命や生活など）は二度と戻らないという厳しい現実が、公害教育における教師や学習者に曖昧で中立的な態度をとらせない」と述べ、公害被害者という当事者への共感者としての教師のあり方を示している。

以上から、被災者の復興に向けた教育のためには、被災した教育者が復興支援活動への参加による教育と地域との関係性の再構築を通して、被災者と向き合い、被災者の「生」の個別性と向き合っていくことが必要だと考えられる。そこで本章では、被災した教師が自身の被災体験や復興支援の体験からどのような観点を獲得し、被災者の復興に向けた教育を実践したのかを明らかにする。

2. 研究手法と調査事例選定理由

上記の研究目的を達成するために、ライフヒストリー研究の手法を主に用いる。この研究手法は、「ある特定の個人によって語られた、あるいは書かれた資料、すなわちインタビューや自伝、日記に焦点をあて、それらに対する多角的な検討を行うことにより個人の経験や生涯を再構成しようとする」（山田 1997）手法である。

ライフヒストリー研究について、野田恵（2013）は、「意味世界」を扱う研究に適し、人生の「変化の過程をダイナミックに描く」ことができるといったその有効性をあげている。この手法は環境教育において、小林・小川（2008）によって既に用いられ、教育者の経験の意味と教育の関係性について明らかにしている。本研究では被災体験や復興に向けた活動への参加と実践する教育のあり方とのつながりを問うていくため、災害をめぐる教師の「意味世界」を扱う必要があり、この手法を採用した。この手法での「信頼性と妥当性の問題」をクリアするために、桜井厚（2005）は、手続きの「透明性」をはかり、データとなる語りの「一貫性」を保障する必要を述べている。本研究では、「透明性」を図るため以

下にデータを集める過程を記述し、「一貫性」を保障するため、インタビューによるデータだけではなく、インフォーマントが様々な場面で執筆した論文を同時に用いることで、ある時点で語られたことが別の時点で語られたことと矛盾していないことを確認している。

調査事例として、宮城県石巻市雄勝地区で働いていた徳水博志に注目し、徳水への半構造化インタビューを行った。

本研究に関して予備調査を2013年7月14日、10月26日行った後、インタビューを2014年1月18日石巻駅前の喫茶店にて、5月25日、9月1日石巻市雄勝地区内の集会施設（オーリンク）にて行った。予備調査では、徳水の過去の環境教育実践や雄勝地区の復興の状況、その当時の徳水の活動について聞き取りを行い、その後のインタビューでは、被災前からの過去の状況を振り返って、徳水がどのような実践を行ってきたのか、その時の意識や徳水のライフヒストリーを中心に聞き取りを行った。

徳水を事例に選んだ理由として、

第一に、徳水が勤めていた石巻市雄勝地区の被害の甚大さがある。

宮城県石巻市は、マグニチュード

9.0の地震による津波により甚大な被害を受けた。雄勝地区では、

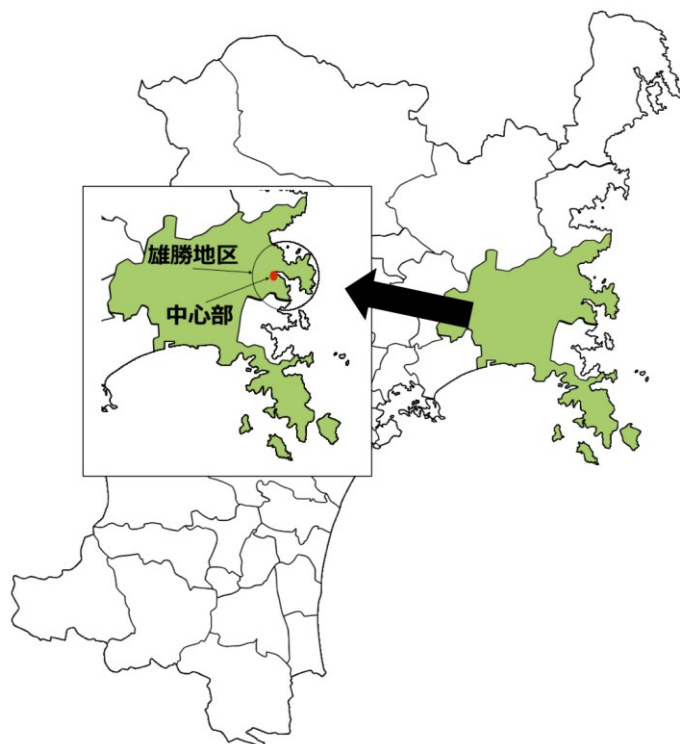
235名の死者・行方不明者がおり、

1,637棟のうち1,348棟が全壊し、

半壊、一部損壊等は241棟に上った⁽¹⁾。被災者の多くは、地区外へ

移転を余儀なくされ被災前

4,366人いた人口が1,879人まで大幅に減少している⁽²⁾。また、中心地には約200mに渡る商



図表3-1 石巻市雄勝地区の位置

(http://n.freemap.jp/tw/20161030_23245225475

を基に筆者作成)

店街があったが全壊し、プレハブによる仮設商店街を形成していた。しかし、人口が大幅に減少し商圈が急激に縮小する見込みから、仮設貸与期間後も中心地区で再建することを希望する店舗は1軒のみであり、たとえ都市計画事業や高台移転、防潮堤などのハード面の復興公営事業が完了しても雄勝地区中心部での暮らしは困難な状況に陥っている。



図表3-2 被災した雄勝地区中央部（筆者撮影）

第二に、徳水の教育実践が一定の評価を受けていることにある。梅原利夫（2013）は、徳水の実践について、災害後に目指す教育価値を「被災以前までに覆っていたものを抜本的に転換することから始められるべきものと捉えた」こと、「教育の復興の前提的な基盤として、破壊された地域の生活と産業の復興の取り組みがあることを強調した」こと、「学校での学習対象に地域での取り組みを教材化させ、復興に立ち上がる人々を教室に招き、子ども達を地域復興の産業現場に立ち合わせ、教室と地域、児童と大人との相互交流を図った」ことの三つの点で先駆的な特徴を持っていたと述べている。また、徳水の被災体験を基にして被災した児童のケアを試みた実践は、東京書籍出版による第29回東書教育賞を受賞しており、高い評価を受けている。さらに、徳水の被災前の地域資源を教材化した環境教育実践も、第17回東書教育賞を受賞しており、「森・川・海と人をつなぐ環境教育」として一冊の本にまとめられている。

第三に、徳水が雄勝地区の復興活動の中心メンバーとして位置付けられることである。徳水は被災後も移転先の雄勝小学校で教師として働くだけではなく、雄勝地区の「震災復興まちづくり協議会」への参加と自ら復興プロジェクト「雄勝ローズファクトリーガーデン」や「持続可能な雄勝を作る会」を立ち上げて、学校内外で復興活動を行っている。

以上の理由により、徳水に焦点を当てて調査を行った。以下の論文の構成として、まず、

被災前に徳水が持っていた地域への意識について述べたのちに被災体験や復興支援の体験から獲得した観点について三つの視点から記述していく。次に、徳水の被災後の教育実践の特徴を述べ、徳水の地域実践への参加がいかに関災に関する教育実践の構築に影響を与えたのか、三つの視点から検討する。最後に結論と今後の課題について述べていく。

3. 徳水の地域への意識の変化と復興活動への参加を通して得た観点

(1) 被災前の徳水実践と地域への意識

徳水は、宮城県外出身者であり、教師になるにあたって石巻市に移住した。徳水は、もともと大学で学んでいた哲学の研究者になることを考えていたのだが、文献学的な研究に飽き足らず、社会を取り巻いていた目の前の切実な問題に向き合っていくためにも出版会社に大学卒業後入社した。そして、会社での当時校内暴力で荒れていた学校を取材したことがきっかけとなり教育問題に関心を抱くようになった。また、自分がこれまで使ってきた大人の言葉、難しい概念が通用しない世界で自分を鍛え直したいという彼自身の思想もあり、学校の教師への転職を決意したという。

教師になって半年後、国語科の民研教育研究団体の「文芸教育研究協議会」に加入する。文芸教育研究協議会は「自己と自己を取り巻く世界をよりよい方向へ変革する主体を育てる」という教育目的をもっており、その理念が、徳水が当時もっていた問題意識や思想に重なったのだという。文芸教育研究協議会会長である西郷竹彦からは、「思想から授業論や教師論まで一番影響を受けている」⁽⁴⁾と語っている。さらに、子どもたちの問題意識や取り巻く地域、生活などの生活文脈から学習を組み立てていく視点を補うことを挙げている。総合的な学習のプログラム作成やその実践にあたり、コアカリキュラム編成の歴史を持つ「日本生活教育連盟」にも加入している。

1998年に徳水が勤めていた雄勝町立船越小学校の研究主任として「総合的な学習」を立案して、本格的に地域教材を扱う授業実践を始めた。徳水の代表的な実践としては、「森・川・海と人をつなぐ環境教育」(徳水 2004)の実践がある。それは、当時北海道大学教授

であった松永勝彦の「海と川との生態系が繋がっている」という科学的な学説を下地として、雄勝湾と船越湾の「磯焼け」をテーマにした実践である。この実践は、「子どもたちに身近な地域素材である帆立貝の養殖を成り立たせている自然的条件に気付かせて、地域の森・川・海のひとつながり（相関・連鎖）の生態系を認識し、地域の環境を見つめ直して、そこから地球温暖化、酸性雨、森林破壊などの地球規模で起こっている環境問題に関心を深めて、自然と人間の『共生』に関する基礎的認識を獲得させること」をねらいとしていた。

実践の過程で帆立養殖の地元漁師、「森は海の恋人」運動の畠山重篤、森林の立ち枯れの研究者といった現場で働く専門家を学校に招き、児童との交流を行い、さらに、自身でも森と海の生態系に関する専門書を何冊も購入し学習し、徳水が敏感に感じ取った社会や地域の問題を児童の発達段階に応じて教材化し、プログラムを構築していった。

実践では地域の海の「磯焼け」を扱ったが、学習発表会での創作劇だけに終わらずに、実践終了後もNHK教育TVで放映されたり、実践の下地となった学説を提唱した松永勝彦が主催する「日本海水学会」が雄勝町で開催された。徳水は「あのときは自分の手から離れて実践が一人歩きを始めた」⁽⁵⁾と語っており、地域の課題を教材化することで、地域全体に「磯焼け」の関心が広がっていったと考えられる。

こういった環境教育実践に対して「自分の実践がまち全体に大きな影響を与えたことは間違いない」⁽⁶⁾と自身の教育実践の地域づくりに対する一定の手応えを感じていた。しかしながら、妻の出身地である雄勝町に移り住んで4年目の徳水にとっては、まだ地域に馴染みは薄く、「自分自身はあくまでも学校の教師でしかない」⁽⁷⁾と語っている。雄勝地区の課題であった少子化についても「一介の教師でしょう。児童数が減るのは致し方ない。雄勝地区の少子化は時代の流れかなと思っていたんですよ。震災前は将来ここに住むことは考えていなかったな。」⁽⁸⁾と当時を振り返って語っており、2000年当時は地域の担い手として行動する意識は全く無かったと考えられる。

(2) 被災した児童・保護者に寄り添う観点

そうした教師としての地域との距離感を持ちながら2011年3月11日を迎えた。当時徳水は、下校指導中で雄勝小学校校舎に居り、地震の揺れの後、児童たちを校庭に一時避難させた。その後校庭で保護者への引き渡しをしていたが、保護者の一人から、「雄勝湾の底が見えるまで海が引いている。裏山に避難してください」という叱責を受け、児童達を校舎の



図表 3-3 被災した雄勝小学校（徳水提供）

裏山にある神社に誘導した。避難が終わってから数分後校舎に津波が襲来し、その高さは雄勝小学校の校舎は屋上までのぼり、校舎は全壊した。

被災から2週間経った3月末に校長の召集の下、徳水を始め同僚の教師達とともに、児童達の安否確認のために雄勝地区にあった5つの避難所全てを周った。全職員の車が流され学校として避難所を回る体制をとることがなかなかできずにいたために、これが被災後、学校として初めての保護者と児童の動向を把握する活動であった。しかし、児童達は雄勝地区の避難所には既になく、食糧配給が整っていた近隣地区の避難所に保護者とともに移っていた。そこで、近隣の飯野川地区の避難所を訪ねたところ、そこに移動していた保護者から「先生達は今頃何しに来た」という激しい言葉を受ける。保護者は被災してから2週間、小学校との連絡が取れないため、これからの生活をどうするのか、その見通しが立たずにいたのである。さらに、避難した保護者の中には、学校の対応の遅さにより、すでに仙台市や古川市に引っ越した保護者も存在していた。

この学校の対応と保護者のニーズのズレは新年度からの学校経営の在り方にも表れている。被災し全壊した雄勝小学校は、新年度から河北地区にある中学校に間借りして授業を再開する予定になっていた。しかし、児童達の多くが避難した避難所から間借り先の中学

校までは距離があり、未整備で大型トラックの交通量が多く、登下校道は危険な状態であった。また、保護者の多くは車も津波で流されており、車での送迎は不可能な状況であった。そこで、保護者は学校へスクールバスによる送迎の要望を出したのだが、校長や石巻市教育委員会は雄勝小の元の学区から通学する者にはスクールバスを出す、雄勝小の学区外に引っ越しした者には出せないという方針を示していた。さらに、被災後の「学校正常化」の流れの中で、石巻市で予定されていた通常の人事異動も実施された。

こういった学校の再建の問題とともに児童達の安否確認や再建の方向性の迅速な周知ができていないなかで、保護者の学校への不信感や不満は募り、4月7日の修了式後の校長からの来年度の学校運営に関する説明会で噴出した。説明会では、保護者からの糾弾がつづき、当時徳水が担任をしていたクラスの中からは転校の申し出をした保護者もいた。

当時を振り返って徳水は、「私の胸は遺憾の念でいっぱいでした。津波で家も仕事も財産も命以外はすべてを流され、喪失感と絶望感を抱いた保護者の最後の頼みは学校だけだったろうに、その心に寄り添えなかったことが、残念でなりませんでした。」「保護者に寄り添い、その声に耳を傾けていたならばこんな事態にならなかったでしょう。同じ雄勝の住民として悔しさがこみ上げてきて仕方ありませんでした」（徳水 2011b）と語っている。徳水は、これらの保護者たちが、児童が通う「学校の再建の方針に沿って自分の住む場所を決めたい」という意識に直面することで、被災した児童や保護者達に寄り添っていくような地域と学校との関係性を強く意識していった。さらに、保護者や児童達のニーズに応えられない一連の教育行政の動きに対し、徳水自身も保護者同様に強い不信感をもっていったのである。

一連の教育行政と保護者達とのニーズとの乖離を目の当たりにして、「地域あつての学校であり、地域の学校は子どもを守ってくれる最後の砦であるべきだ」という強い信念を持つようになっていました。そして、学校を決して権力の支配装置にしていけないのだ、学校とは本来、親や地域の願いに根ざした『地域の学校』であるべきだという学校観に目覚めていったような気がします」（徳水 2011b）と語っており、徳水は自身が勤めていた学校の

あり方を再考し、被災した児童や保護者達に寄り添っていく学校のあり方を模索していった。そういった徳水の意識は、保護者、PTA 会長を中心とした請願書の石巻市長への受け渡しの支援という行動や学校として真っ先に行くことは、津波で流された教育計画の再開ではなく、避難所にいる子ども達のケアである、という被災地で必要とされる教育の提案につながっていった。

こういった地域と学校の関係性を問うていくなかで、5月28日、「雄勝復興市」へ児童達とともに参加した。児童達には復興メッセージの掲示物を避難する住民達のために書いてもらい、会場に持って行った。「雄勝復興市」での児童と被災者達の交流の中で、メッセージを見た人々が涙を流して喜んでいる姿を徳水は目の当たりにした。これらの児童達に対する被災者達の反応や後述する自身の支援活動の中での再生体験から、これまで学校で行ってきた臨床心理士による児童達の心のケアは対処療法にすぎないのではないかと考えるようになった。被災後徳水が行ってきた教育実践を見直し、被災した児童達に寄り添い、より良い心のケアの教育実践を行いたいという意識が芽生えていった、という。

(3) 復興の担い手としての観点

間借りした中学校での学校再建が始まったが、児童数の激減を徳水は目の当たりにした。被災前約160名いた児童数が40名に激減していた。当時、全壊した学校の移転先だけではなく、雄勝地区の様々な産業の見通しが立たないでいた。目の前の児童たちが住んでいた地域の復興の見通しがないと避難した保護者と子どもが帰還することもなく、仮設住宅への親の移転に伴ってさらに児童数が減少し、学校の閉校にまでつながる可能性があった。徳水は、この地域と学校との関係性から「地域の復興なくして学校の復興なし」という事実を認識するようになった。

また、徳水は、学校再建だけではなく、地域の復興に向けた取り組みにも参加していった。徳水が明確に復興まちづくり活動に参加し始めたのは2011年7月の「雄勝地区震災復興まちづくり協議会」への参加が契機であった。復興まちづくり協議会へは、教師として

唯一参加し、主に協議会内での「学校再建部会」の事務局を担当した。

石巻市行政へ提出する、被災後の学校統廃合と市中心地での新築の請願書を作成するにあたって「学校再建部会」では雄勝支所の職員が中心となり、各地区を回り、各地区長や校長会、PTA に小学校の統合・新築の合意と協力の依頼をし、徳水はその職員のサポートを行った。

そのほか、「雄勝ローズファクトリーガーデン」の設立とガーデンを活用した「雄勝花物語」事業を立ち上げた。これは、7月に、津波被害にあった義母が住んでいた家の敷地 530 坪に、徳水の妻が、被災した肉親の供養のため、被災で喪失したものとつながる場所が欲しいという思いで花を植え始めたことがきっかけで始まったガーデニング活動である。事業を進めていくにあたり、「雄勝花物語実行委員会」を事業主体として立ち上げ、徳水は彼の妻とともに代表となった。当初は瓦礫をどかした土地でチューリップを植えていたのだが、他の被災者やボランティアの協力もあり、花畑を造園化しガーデンで採れるハーブを活用した小物作りなどの取り組みへと発展していった。また、雄勝地区にある仮設住居へのガーデニング教室の開催や花壇設置支援活動や、企業研修や修学旅行先として他被災者を受け入れ、防災の専門家とともに徳水の被災体験をもとにした防災教育や被災当時の語り部活動の実施も行っている。これらの活動は徳水だけではなく、避難を続けている雄勝の被災者をその担い手として巻き込みながら実施していった。これらの活動を通して、雄勝の多くの地域が津波によって更地になったなかで、被災者達の失ったものと向き合う場を提供するだけではなく、ボランティアの受け入れ先として、植栽や除草作業を通してボランティアと被災者達との交流の場、被災者同



図表 3-4 雄勝ローズファクトリーガーデンの様子
(筆者作成)

士の交流の場としての役割を果たしていた。

徳水は、2014年3月をもって小学校を定年退職したのだが、退職後も「雄勝ローズファクトリーガーデン」を中心とした復興に向けた活動を続けている。2013年3月からは「雄勝花物語—第2章ローズガーデンファクトリープロジェクト」として、上記の1年目に行われてきた雄勝住民の交流や憩いの場、ボランティア



図表3-5 「つくる会」の学習会で用いた雄勝中心部
模型（筆者撮影）

活動の場を提供するほかに、新たな活動を始めている。その一つが石巻観光協会との共同によるオリーブなどの試験栽培である。この活動は雄勝定住者への雇用の創出や外部との交流人口の増加を目的としているが、徳水には新たな産業を地域に起こすことによって、児童が将来、雄勝に定着するための受け皿を地域で創出する基盤づくりを行う意図があった。

ローズファクトリーガーデンの取り組みの他に、徳水の呼び掛けで、被災後の人口減が特に激しい雄勝地区中心部での生活の継続を望む被災者と共に「持続可能な雄勝をつくる住民の会」（以下、つくる会）を2014年8月に結成した。この背景には、支所による復興計画実施に関して情報公開が乏しく、中心部住民が意思決定に参加できていなかったことや復興まちづくり協議会が時間の経過とともに何度か人員の変更が行われ、現在の参加者では現在雄勝中心部の意見をすくい上げることができない状況になっていたことがある。徳水も当初は、まちづくり協議会のメンバーだったが、前述の小学校・中学校に関する課題がひと段落する共に、メンバーから外れていた。そこで、雄勝中心部に造成される高台移転登録者、現在居住の雄勝住民、雄勝で生業を立てている個人及び団体によって、住民の声や要望を調査しまとめ、行政に届けることを目的として「つくる会」は発足した。

この会には、徳水を入れて 11 名が集まり、現在の支所が提出している高台移転と防潮堤建設を前提とした復興計画に対する修正案や対案を作成して宮城県と石巻市に提出する目標を設定し、そのための勉強会を開始した。勉強会では、徳水を中心に雄勝地区の立体模型を使って、20 年後、30 年後の雄勝を構想するワークショップや支所が提出した復興計画について改めて学習していった。そして、「豊かな自然と伝統文化を活かし、若者と高齢者がつくる持続可能な雄勝」を復興まちづくり構想のテーマとした雄勝の将来ビジョンを 12 回の勉強会を経て作成した。さらに、作成した雄勝の将来ビジョンと照らし合わせ、修正案や対案が可能な部分のあぶり出しを行っていった。これらの学習会の成果は、石巻市や宮城県に提出する要望書としてまとめていった。しかし、学習会での防潮堤の見直しをしていく活動が支所の反対を受けたことや要望書の説得力を増すために必要とされた防潮堤に関するアンケートが地域を二分し、混乱を招きかねない状況から要望書は当初とは違った内容で提出することになった。要望書では、住民のまちづくりの障害となった「高台移転・職住分離・多重防御」を批判し、今後の災害復興に活かされるように、国・県・支所に対しては、住民のまちづくりと住民自治の尊重、住民との合意形成のルールをつくることについて記述することになった。そして、地域が高齢化していく状況や中心地で復興の担い手が不足している状況から、ローズファクトリーガーデンでの取り組みと合流し、交流人口を増やす仕掛けをつくることや新規事業で若者の雇用と定住を促進していくための学習会へ変化し継続して取り組んでいる。

(4) 喪失感と向き合う観点

このように徳水は復興に向けた活動に積極的に参加していったのだが、被災当初から当時の被災地の状況と向き合うことができたわけではない。

徳水は、被災から 4 月 21 日の終業式を迎えるまでの間、津波で壊滅した校舎に入り、瓦礫の中に埋もれた備品や重要書類探しや瓦礫の後片付けを行っていた。当時を振り返って、「雄勝の町が目飛び込んできたこの瞬間に大粒の涙がとめどもなくあふれてきます。何

度見ても、目の前の瓦礫の光景を受け入れることができないのです。」「雄勝の地に足を踏み入れるたびに、封印した記憶が蘇り、軽い吐き気を覚えます。目に映る瓦礫の光景を幾たび否定したことでしょうか。今でも壊れた町を受け入れることができません。足を踏み入れるたびに、失ったものの大きさにおののきます。」(徳水 2011a) と述べており、被災直後、雄勝地区と避難先とを行き来していく中で大きな喪失感を自覚したが、その喪失感とはまだ向き合えずにいた。その喪失感に加えて、自宅の流失と教育実践の資料やデータの一切を失ったこと、それによって徳水が退職後に計画していた未来が奪われたことによる震災ストレスが蓄積する中で、福島原発事故による放射性物質の恐怖心も高まってきたために、石巻市から脱出して徳水の故郷に帰ることを考えていたという。さらに、徳水の家も被災したこともあり、自分自身が抱えていた生活上の課題解決に忙殺されていた。

そういった被災直後の状況であったが、被災者の交流の中で意識が変化していく。徳水は被災直後から小学校などの瓦礫の片付けを行う一方で、当時彼が所属していた様々な団体のメンバーから送られてきた支援物資を、避難所で配る活動を続けてきた。避難所回りをしていく中で被災者達と接し、被災者たちの喜ぶ姿を見て支援を受ける側から支援を行う側にまわることで自身が癒されていく経験をし、それがきっかけとなり、被災のショックによる PTSD (心的外傷後ストレス障害) からの癒しと再生が始まり、現在まで続くさまざまな活動の「原点」だったと語っている。雄勝地区の被災者との交流を通して徳水自身の地域に対する意識が変化し、「地区住民の一人として住民と一緒に雄勝を長期的に復興することこそ自分の使命だと悟りました」(徳水 2011a) と雄勝地区の復興に対する決意を語り、その後、積極的に復興に向けた活動に参加していくことになった。

復興に向けた活動や児童・保護者との関わりの中で徳水は、喪失感と向き合い、被災によって喪失したものを対象化し、「故郷への愛」⁽⁹⁾ と徳水が表現する地域への愛着を自覚していった。「故郷への愛」について徳水は、「自分の人生というのは 20 年近く住んだこの町とある。地域の主観産業である漁業や硯、スレートを教材化することを通して、多くの人が協力してくれ、教材化を通して自分自身と地域とのつながりが出来できたのです。そし

て、この地域が持つ風土や漁師さんがもっている懐の深さやそれを綿々と受け継いできた地域の歴史に触れ、教師として育てられてきたのです。例えば、自然とともに生きる漁師の生き様にいたく感動したし、それを教材化することで教師として育てられてきたのですよ。だから、教師をしていた私の人生はこの地域と共にあるんです。」と語っている⁽¹⁰⁾。徳水の語りから、「故郷への愛」は、震災以前から地域資源の教材化を通して自身を教師として育ててきた自然や歴史、文化を含めた地域とのつながり、住民とのつながりへの愛着であった、と考えられる。また、徳水は、被災による地域の壊滅はこれまで徳水自身を形作ってきた地域における関係性の全てがなくなる、という喪失であったと徳水自身にとっての被災体験を認識し、喪失を対象化していった。さらに、喪失を対象化によって、前を向くことができるようになり、復興に向けた活動の中で喪失したつながりの再構築を目指していった、という。

この「故郷への愛」は、徳水自身を含め学校にいた児童が被災を免れたのは、保護者の強い諫言による裏山への避難という偶然の中で徳水が感じた「助かった命を慈しみあい、みんなで繋がり合って生きよう、もう一人の命も失いたくないという、命への慈しみ」⁽¹¹⁾と合わさり、徳水の意識の中で「故郷と被災地に生きる一人一人への愛」⁽¹²⁾を見出していたのである。それが、徳水の復興に向けた活動の動機になっていった、という。

4. 徳水の教育実践と復興に向けた活動からの影響

(1) 「震災復興教育を中心とした学校経営案」の提出

徳水はこれまでの被災した児童・保護者との関わりや児童達と被災者との交流の中で学校のあり方を再考し、6月22日の職員会議で「震災復興教育を中心とした学校経営案」を、校長を始め全職員に提出した。「震災復興教育を中心とした学校経営案」は三つの視点から学校教育の転換を求めた。一点目は、「子どもは地域の宝」という児童観への転換であった。児童と被災者の交流をとおして、被災者が未来に希望を抱けるようになっていたことを目の当たりにし、児童達とともに徳水自身も被災する中で、児童達に対する「『生きていく

れて、ありがとう』という、命への慈しみの感覚」(徳水 2012)を感じた。また、「この地域に残ってほしい、地域復興を担う後継者になってほしい」という被災した地域住民の願いを感じ取っていくなかで徳水は「地域子ども達は、愛すべき故郷の復興を担う未来の主人公であり、主権者である」(徳水 2012)としている。これらの意味で、「地域の宝」としての児童観への転換の必要性を提案している。二点目は、被災地が求める学力観への転換であった。被災地や被災者に寄り添っていくためには、「子ども達が郷土愛に目覚め、愛する故郷に残り、故郷のまちづくりに参加し、故郷を復興する学力」(徳水 2012)への転換が必要だと徳水は主張した。この学力観に立つことで、被災地の児童は、学ぶ動機づけと学ぶ目的を明確に持つことができ、地域で学ぶことと生きることが一致していくことによって、学習意欲の向上にも役立つとしている。三点目は、児童観の転換、学力観の転換に基づいて、被災した地域復興と一体化した学校経営への転換であった。それは復興に向けた様々な活動が雄勝地区で行われている。復興に尽力する身近な住民たちを教材化し、児童たちが復興へ参加していくことを通して、「地域復興を担う未来の主権者」(徳水 2012)の育成を目指す学校経営のあり方への転換を主張するものであった。また、これ以上の人口流出を防ぐために、魅力ある教育課程づくりを今から始める必要性を徳水は指摘している。

これら三つの転換の主張は、徳水の再生体験や児童や保護者のニーズに寄り添えない学校経営や被災後、激減する雄勝地区の人口の中で、学校教育の再生によって地域の復興を一体化させることを狙いとしていた。また、徳水はこれらの三つの転換を主張する際に、既存の新自由主義的教育改革を批判しながら述べている。具体的には、児童観の転換の説明では「けっして国家の人材でも多国籍企業の人材でもない」(徳水 2012)、学力観の転換の説明では、「大企業の経済的価値を求めて競争を勝ち抜くための『生きる力』ではな」と述べている(徳水 2012)。つまり、徳水は被災地・被災者の現状から教育課程を積み上げていくことによって、グローバリゼーションを学校教育の面から進める新自由主義的教育改革からの転換を模索していた、と考えられる。

この「震災復興教育を中心とした学校経営案」の一部が2011年度の2学期から校長による「学校経営案」に採用される結果となった。それに即して徳水が作成したカリキュラム案をもとに、各担任が授業を始めた。徳水だけで授業を実践するのではなく、担任も授業に巻き込んでいったのは、教育課程作りをより民主的な手続きで行いたいという理由や教師自身にも復興を教材化する価値を実践の中から知ってもらい、地域復興と一体化した地域の学校としての教育課程の意義を理解してもらいたいという徳水の意図があった。徳水は「震災復興教育を中心とした学校経営案」を学校全体に行き渡らせ、その価値を各担任に実感してもらうことで地域復興と一体化した学校経営を目指していたのである。

(2) 復興と向き合う教育実践

震災1年目は、4月に雄勝小学校へ転勤してきた教師とともに6年生の授業で復興を教材化した「雄勝硯の復興とまちづくりについて考えよう」という実践を2学期から3学期にかけて実践した。この実践は、「震災復興教育を中心とした学校経営案」を元に、地域復興を目指して活動を再開した、「まちづくり協議会」の人々や雄勝硯の職人さんの復興活動を学ぶことによって、故郷を愛し故郷を復興する社会参加の学力を育成すること、学ぶ目的を明確化し、学ぶことと生きることの一致で学習意欲の向上を図る」ことをねらいとした実践である。この実践では、復興市で南中ソーラン披露に向けた準備、雄勝硯の工房で体験活動、仮設住宅に雄勝石の表札のプレゼント、復興まちづくりプラン作成からなり、一番比重が大きい実践は復興まちづくりプラン作成であった。

復興まちづくりプラン作成にあたって、まず、雄勝硯組合の役員と復興まちづくり協議会の副会長を教室に招き、地域の特産品である雄勝硯の復興の状況やまちづくり協議会の復興計画案について児童達とともに学んでいった。まちづくり協議会の話聞いた後、児童達自身でまちづくりプランを作る実践を行ったのだが、そこでは講師が話した復興まちづくり協議会の方向性とはずれた「遊園地」がほしいといった自身の興味が優先された復興プランが作成され、徳水や地域住民達の願いとずれた結果となってしまった。しかし、

徳水はこういったずれはあらかじめ予測ができたと言っている。震災以降、生活のできない地域へと様変わりし、雄勝地区に帰る必要の無くなった児童達は必然的に、地域への関心が薄れていくことは、仕方がないことだったという。

そこで改めて被災した住民達の願いを児童達とも共有し、児童達と復興とを繋ぎ直すために、復興に関するアンケート調査の実施を行った。アンケートでは、被災から7ヶ月がたった現在の思いや雄勝の未来やそれに向けてどのようなことが必要だと感じているのか、子供たちにどのようなことを期待しているのかといったことについて質問事項が作られていた。アンケート調査を行うことによって児童達は地域住民が願う復興のあり方に触れ、自身が思い描いていた復興まちづくりプランとずれていたことを認識していった。アンケート調査の結果を児童達自身で分析し、結果を用いて再度まちづくりの話合いを行った。そして、まちづくりを考えるにあたって不可欠となる財政の問題などは教師が適宜説明を入れながら、当時建築制限がかかっていた津波浸水区域の土地利用について児童達自身で考え、プランを作成していった。作成されたプランのテーマは、「雄勝に来たら一日いても退屈しない、雄勝の自然を感じるができる町」であり、雄勝の海と山の自然環境を守るためにスーパー堤防は造らず、水産業と伝統工芸の雄勝硯を活用した観光の町づくりのプランであった。このプランは2月の「生活・総合発表会」で地域住民へ発信し、さされた。ここで発表されたプランは実際にまちづくり協議会へ提出され、雄勝支所と復興まちづくり協議会が作成した復興まちづくりのマスタープランに取り入れられていった。

(3) 被災体験と向き合うケアの実践

震災2年目は、5年生の総合学習のテーマを「震災体験を記録しよう」と設定した。総合学習を中心に震災体験と向き合い、震災体験を対象化することを通して、震災を乗り越えようとする意思を育むことを狙いとしていた。その背景には、当時の児童たちの様子は学習意欲の異常な低下や学校内でのトラブルが多く、児童たちの「荒れ」が目立っていたことや雄勝を出て行った児童が転校先で不登校になり、雄勝に戻ってきていた児童の存在

がある。その課題に向き合うために、児童の苦悩そのものを教材化し、児童に寄り添って心の不安を乗り越えさせることが必要ではないかと徳水は考え、徳水は実践を開始したのである。この実践には前例がなく、徳水が復興活動への関わりの中で体験した再生体験や徳水自身が被災体験を対象化することで復興へ向け前を向くことができた体験を土台とし、児童達の被災後のケアの実践を展開していった。

徳水は、児童達に震災体験の俳句作りと作文に書くことを提案した。児童たちは被災の記憶を確かめ合い、語り合いながら作文に取り組んでいき、完成した作品は学級で読み合いをし、学級全体でそれぞれの記憶を分かち合う実践を行っていった。実践の中で、徳水は今まで蓋をされて、徳水が知らなかった児童達の震災体験を知ることになった、という。そこで、これらの作文は保護者達にも見せ、作品に対する手紙を書いてもらい、さらに10月にはこの作文を軸にした朗読劇を行うことで、この教育実践と児童達の被災体験を保護者達に発信していった。当時、長引く仮設住宅での暮らしという劣悪な生活環境や多くの保護者が職を失い、親子関係が不安定になりつつあった。悪化する家庭環境の状況の中で、児童の心のケアだけではなく、児童達が保護者も知らなかった震災体験を語ることを通して、児童と保護者がつながり直すことを目的としてこの実践は行われた。

この実践は、震災体験と向き合わせて、辛さや悲しみを語らせて、記憶を整理させることで前を向く気力を育てようというねらいを持っていたが、全く前例がない実践だった。そのため、教育実践として妥当だったのかどうか、是非の判断ができないでいた。そういった状況で徳水が出会ったのが、宮城県名取市閑上地区で被災者の心のケアをしていた心療内科医の桑山紀彦である。桑山はPTSDの予防を行うために「心理社会的ケアプログラム」という表現活動を通して、震災の記憶と向き合い、記憶を整理していくワークショップを開いて、被災者の心のケアを行っていた。

桑山の専門的な協力を得て、「心理社会的ケアプログラム」を用いた「ジオラマ制作」の実践を教室で始め「住んでみたい新しい街」「震災前の自宅周辺」のジオラマ制作と「雄勝に居た頃の“私の宝物”の版画制作」の実践を行っていった。これらの実践を通して、震

災前に持っていた意識を想起し、再認識すること、そして、将来的にどのような町に住みたいか、どのような家に住みたいかという意志をジオラマに表わすことによって、創造的に未来に向かって生きていく意志の力を再獲得していくことを徳水は目指していった。そして、この心のケアを目指した実践は、最終的には被災時のことや復興した地域の姿を描いた「希望の船」という共同版画の制作に結実していったのである。



図表 3-6 完成した共同版画「希望の船」
(筆者撮影)

(4) 復興に向けた活動によって得た観点の教育実践への適応

徳水による学校教育の実践には、震災をめぐる体験によって得た観点が影響している、と考えられる。

まずは、喪失感と向き合う視点を検討する。震災によって、徳水は震災によって家屋やこれまでの教育実践の資料など様々なものを喪失し、その大きすぎる「悲しみ」によって雄勝地区から離れることも考えていた。しかし、支援活動を続けていく中でその「悲しみ」が癒されていく体験をした。それによって、雄勝の復興の担い手になる決意をし、その後の様々な活動につなげていく。活動を行っていく中で、震災によって徳水が喪失したものを地域でこれまで培ってきた様々な関係性であったとして対象化し、徳水の目指す復興のあり方が明確になり、気持ちも前向きになっていった。

この喪失の対象化の視点は教育実践にも生かされ、徳水の被災体験と向き合う教育を行う土台となった。徳水が被災体験と向き合い、喪失体験を対象化することで、前を向く契機となったように、児童達にも、作文や俳句、ジオラマ制作、最終的には共同版画制作を

通して、被災体験と向き合うことによる心のケアの実践を展開していったのである。

さらに、喪失感と向き合うことによって、徳水の中に芽生えた「命への慈しみ」や「故郷と被災地に生きる一人一人への愛」は徳水が提出した「震災復興教育を中心とした学校経営案」における「子どもは地域の宝」という認識にもつながっている。

次に復興の担い手としての視点について検討する。震災前、徳水自身は地域での広がりに参加することには関心は低く、地域での活動は教師としての職分の範囲内に限られていた。しかし、被災後、積極的に復興に向けた活動に参加し、それは既存の活動に参加するだけではなく、「雄勝ローズファクトリーガーデン」という復興の拠点づくりといった自身で主体的に復興に向けた活動を行うに至っている。これは、被災者との交流による自身の回復体験の中での復興の担い手としての自覚化の基に行われた。この教師であると同時に復興の主体であるということの徳水の自覚化は、学校を地域からの視点で見ることを可能にし、地域や復興における学校の役割を再考していく。それによって、「震災復興教育を中心とした学校経営案」の提案など被災者による地域復興を支える教育のあり方を、教育実践を行いながら模索していった。この復興の担い手として活動していく中で得た知識や出会った人々が復興と向き合う教育実践に取り入れられていった。さらに、退職後は、「つくる会」の組織化といった主体的に雄勝地区の復興へ参加していくことで、学校で提起し実践してきた地域の復興に貢献する学校づくりで目指した雄勝の復興の担い手づくりの先にある児童や地域の将来を見据え、児童たちが将来、雄勝に定着するための受け皿を地域で創出する基盤づくりを目指していった。

最後に、被災した児童・保護者に寄り添っていく視点について検討する。被災後の安否確認の遅れや再開後の学校運営のあり方の提示における保護者達の反発を目の当たりにし、被災した保護者や児童達に寄り添えない学校のあり方を猛省した。その後、被災者に寄り添っていく視点を持つことで保護者や児童達のニーズに応え、彼ら・彼女らのための学校のあり方を提案し、教育実践を模索しながら展開していく。また、これまで学校で行ってきた児童達の心のケアだけではなく、より良い心のケアに向けた実践の模索と展開へとつ

ながら、心療内科医との協力による被災体験と向き合うケアの実践につながっていった。さらに、教育実践の中で児童達と向き合っていく中で、児童達の背景にある被災により悪化した家庭状況にまで視野が及び、児童達の被災体験の保護者との共有を通じた保護者と児童達の関係性の再構築を目指していったのである。

5. おわりに

本章では、被災した教師が自身の被災体験や復興支援の体験からどのような観点を獲得し、被災者の復興に向けた教育を実践したのかを明らかにすることを目的としてこれまで論じてきた。被災した徳水は、図表3-7のように地域活動へ参加を通して「喪失感と向き合う観点」「復興の担い手としての観点」「被災した児童・保護者に寄り添う観点」という三つの観点が、図表3-8のようにそれぞれ徳水が行う学校教育での実践に影響を与えた。つまり、徳水は、復興に向けた活動へ参加し、被災者に向き合うことによって、地域に根ざし、復興に向けた教育実践を自ら模索し、実践していく役割を担った、と考えられる。

図表3-7 徳水の復興活動への参加と教育実践の推移（筆者作成）

		教育実践	地域活動への参加
2011年	3月	東日本大震災発災	
	3月		避難所回り
	5月		復興市への参加
	6月	学校経営案の提出	
	7月		復興まちづくりへの参加 雄勝ローズファクトリーガーデン活動の開始
	9月	復興と向き合う実践の開始	
2012年	4月	被災体験と向き合うケアの実践の開始	
2014年	8月		持続可能な雄勝をつくる住民の会の発足

図表 3-8 徳水の復興への参加と教育実践への関わり（筆者作成）

復興活動を通して 得た観点	喪失感と向き合う観点	復興の担い手としての観点	被災した児童・保護者に 寄り添う観点
教育実践の背景に ある復興に向けた 行動や意識	<ul style="list-style-type: none"> ・支援活動による回復体験 ・復興の担い手としての決意 ・喪失の対象化 ・つながりの再構築という復興の方向性の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり協議会への参加 ・雄勝ローズファクトリーガーデンの設立 ・持続可能な雄勝をつくる住民の会の発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災直後の学校の対応への猛省 ・児童や保護者に寄り添う学校のあり方の模索 ・請願書の受け渡し支援
教育実践への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・被災体験に向き合うケアの実践 ・学校経営案の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興に向き合う教育の実践 ・学校経営案の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災体験に向き合うケアの実践 ・学校経営案の提出

今後の課題として三点あげられる。一点目は、福島第一原発事故の被害を受けた教師達
がその体験から何を学び、教育実践に転換していくのかを明らかにする必要がある。本稿
では、災害の当事者である被災者として津波災害の被災者を対象とし、検討することに留
まった。東日本大震災と向き合う教育を検討していくにあたって、彼らの実践や復興への
参加も検討していく必要がある。

二点目は、量的調査の必要性である。本稿で用いた研究手法は、仮説生成のために有効
な手法であり、仮説を検証していくことはできない。本稿で提示した観点を、量的調査等
の異なる研究手法を用いて、検証してく作業が今後必要になるであろう。

三点目は、被災者の復興に向けた教育の検討である。本稿では、徳水が行った「被災体験
と向き合う教育」と「復興と向き合う教育」の背景にある地域活動への参加のあり方や参
加を通して獲得した観点を検討したが、徳水の実践自体の検討も同様に必要である。これ

らの教育実践の持つ「震災体験と向き合う」視点や「復興と向き合う」視点は、被災者の復興に向けた教育には不可欠な視点である。しかし、こういった教育が学習者である児童達や地域にどのような影響を与えたかについて、本稿では十分に検討できていない。これらの教育実践の検討は、被災者と向き合う教育のあり方を考えた場合、不可欠となるだろう。

被災地は、第1章で述べたように、グローバリゼーションを背景とした「創造的復興」の中にある。被災地では、巨額の防災への投資によって、山が削られ、巨大防潮堤が建設され、従来の主要産業を支えた豊かな生物多様性が維持できないことが予想される。そういった被災地の状況の中で、「環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成」(環境教育指導資料幼稚園・小学校編)としてのESDの視点から被災地の学校における復興教育実践の検討は欠かせないだろう。さらに、徳水の実践とともに、被災地における震災や復興を対象とした教育実践を被災した地域や被災した学習者の視点から検討する必要がある。

注

(1)石巻市、「石巻市震災復興基本計画」

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10181000/7742/01_dailysyou.pdf (2016年11月22日取得)

(2)2010年、2016年住民基本台帳から取得

(3)石巻市雄勝支所提供資料から取得

(4)2014年1月18日インタビュー調査より

(5)2014年5月25日インタビュー調査より

(6)同上

(7)同上

(8) 同上

(9) 2014年9月1日インタビュー調査より

(10) 同上

(11) 同上

(12) 同上

終章 東日本大震災後の復興教育の意義と可能性

1. 「内発的復興」を支える復興教育のあり方

本章では、まずこれまでの議論を振り返る。つぎに、第1章で提示した「内発的復興」に必要な3つの要素から第2章、第3章での議論を整理し、「内発的復興」を支える復興教育の構造を明らかにする。そして、「内発的復興」を支える復興教育のグローバリゼーションに向き合う教育としてのあり方を示す。

(1) 各章の振り返り

第1章では、現在国や一部の大企業主導で行われ、被災前からの新自由主義的政策を再稼働させていく「創造的復興」に対抗つまり修正を求め異議申し立てをする「内発的復興」に必要な要素として、被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく復興、被災地・被災者の文脈に基づいた復興、被災後の生活の切実さに寄り添っていく復興という3つの復興を提示した。第2章では、仮設商店街の設立過程を被災地直後の避難所運営から復興ビジョンづくりまで総体的に捉え、特に学習活動に焦点を当てて「内発的復興」過程を明らかにすることを目的とした。宮城県気仙沼市南町における復興商店街設立に向けた実践過程の変容から「内発的復興」の過程には、課題の発見と解決策の探求、被災前の地域の状況乗り越えていく方向性、避難所運営から仮設商店街設立に向けた実践を通して地域全体の復興に向き合う実践への展開という3つの特徴が認められた。

東日本大震災の被災地では、学校教育に関しても被災前の新自由主義的政策がとられつつある。それは「創造的復興」を支える教育として位置付けられ、「創造的復興」に対抗していくためには、被災者の復興に向けた教育を作り上げていくことが求められている。そのためには、被災者が持つ「喪失の悲しみ」や「被災後の生活の切実さ」といった被災者の実態から教育過程を作り出すことが必要であり、被災した教育者が復興支援活動への参加を通して、被災者と向き合っていくことが不可欠である。そこで、第3章では、被災した教師が、被災者主体の復興に参加していくことを通して被災体験と復興を教材化してい

くために必要な観点について明らかにすることを目的とした。宮城県石巻市雄勝地区での徳水博志の実践やライフヒストリーから、内発的復興を支える復興教育のためには、被災者主体の復興への参加を通して得た、喪失感に向き合う観点、復興の担い手としての観点、被災した児童・保護者に寄り添う観点という3つの観点を得ることが必要であることが明らかになった。さらに、復興という地域への参加によって、地域に根ざし、教育実践を地域の実態から構築する役割を持つ教育者像を示した。

(2) 被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく視点

第2章での仮設商店街の設立を中心とした実践は一貫して被災者が主体となり、その実践は課題の発見と解決策の探求による実践が発展し、被災前の地域課題解決を含めた被災者たちの暮らしの復興を果たしていった。南町商店街は、被災前はシャッター通り化という課題を抱えていた。また、被災後は、急激に人口が減少し、商店街が設立していた地域は建築制限地域に指定され、仮に商店街を改めて形成しても被災前と同様に商店街がシャッター化してしまう恐れがあった。そこで、商店街設立準備委員会を中心に、商店街での店の配置の工夫やイベントを数多く実施し、仮設商店街に賑わいを戻していくことを目指した。また、商店街設立に向けた実践は被災者が主体となり展開していった。だからこそ、日々増加する商店街への入居希望者を受け入れ、商店街店舗の業種も様々な店舗を商店街の中に加えていったように、刻々と変わる被災後の状況に対応することができたと考えられる。

さらに、商店街だけの復興を視野に入れた活動を行うだけではなく、商店街の商圈である南町の被災地域全体の復興を視野に入れ、商店街を中心としたまちを形成していく復興ビジョンづくりを行っていった。つまり、仮設商店街設立という生活や雇用の復興の過程で、被災によって顕在化した地域課題と向き合い、被災前の状況を乗り越えていこうとする復興の方向性が示された、と考えられる。

第3章で示したように徳水は、地域の復興活動に参加していただくだけではなく、主体的に

「ローズファクトリーガーデン」を立ち上げていった。それは、雄勝定住者への雇用の創出や外部との交流人口の増加を目的とした新たな産業を地域に起こしていくことを目指した実践であった。さらに、「持続可能な雄勝をつくる住民の会」を立ち上げ、復興ビジョンを作っていく実践を行い、主体的に復興への取り組みへ参加していった。これらの主体的に地域の復興に参加していく過程での他被災者との関わりを通して、「震災復興教育を中心とした学校経営案」の提出や新たな教育実践を作っていた。特に、特水が学校教育の場で行った雄勝地区の「復興と向き合う教育実践」は、児童たちを復興の担い手として位置付け、復興まちづくりビジョン作成の実践を通して、児童たちが主体的に復興に参加していくことを保障する実践であった。それらの徳水による教育実践は、地域で過疎化が急激に振興していくなかで、地域の復興と学校教育の再生を一体化させ、地域の復興に貢献することを狙いとした実践であった。それは、被災前の学校教育を閉塞的にしていた既存の新自由主義的教育改革を批判するものであり、地域と学校との一体化、地域に貢献する学校といった、地域と学校との関係性の構築を目指す学校づくりであった。その意味で、被災前の地域課題を解決していく実践であったと考えられる。

以上から、これらの実践は、被災者が地域の復興に対する主体性を取り戻していく実践であったと考えられる。さらに、その実践への参加を通して、被災前からの課題を認識し、被災者主体でその課題を乗り越えていくことによって復興を果たしていく視点をもった学習が展開した、と考えられる。

(3) 災害リスクと生きる被災地・被災者の文脈に基づく視点

第2章では、「もう一度南町で生活をするためにまちを興したい」「何としてもこの周辺で人が住んでまちを再建させたい」という意識を持っていた青年会長を中心とした「青空市」の実践が仮設商店街を設立する契機になっていた。仮設商店街には、その設立の過程で、南町住民の雇用の場、生活の拠点となる場を目指していった。さらに、仮設商店街はあくまで「仮設」的なものであり、今後の本設の商店街も視野に入れ、今後も南町で暮ら

し、仕事をしていくことが前提とすることを設定していた。それらの仮設商店街の持つ特徴によって、被災によって離れていく南町住民がその地域で働き、生活することを継続していくことが可能になる状況を目指していった。

また、学習会を経て作成した復興ビジョンは、「防潮堤に頼らない海と共生する中心市街地の活性化」「震災前より活気ある中心市街地商店街の活性化」「街なか居住の推進、歩いて暮らせるコンパクトな中心市街地の活性化」といった参加者が望む復興のあり方に関する議論を元に作成していった。それは、市や県が主導となって造られた復興計画とは異なり、被災した南町で生活をこれからも続けていくことを望む被災者の意識を前提として、「南町らしさ」である海が見える街並みを望む「海とともに生きる」復興計画であった。それは、高台移転や高い防潮堤建設を前提とした復興とは異なる、災害リスクを受け入れその地域で継続して生活していくことを目指していく実践のあり方であったと考えられる。

第3章で示したように、徳水は、避難所での支援物資配布活動によって、特水地震が被災の傷から癒されていく体験をし、「地区住民の一人として住民と一緒に雄勝を長期的に復興することこそ自分の使命だ」（徳水 2011）という意識を獲得し、地域に根付き被災地となった地域での生活を継続させていく決心を得た。また、徳水が学校教育の現場で行った「震災復興教育を中心とした学校経営案」や「復興と向き合う教育実践」では、雄勝小学校へ通う児童達を「地域復興を担う未来の主権者」として位置付けていった。それは被災を契機に地域の持続不可能性が高まっていく中で、雄勝での生活再開を望む被災者達の「この地域に残ってほしい、地域復興を担う後継者になってほしい」という児童達への願いに応えていく実践であった。

徳水の地域での実践の場である「ローズファクトリーガーデン」では、これらの教育実践を経た児童達の将来の受け皿を作っていくことを目的の一つとしており、徳水自身も含めて地域での生活再建を望む被災者に応えていく実践を行っていった。また、「持続可能な雄勝をつくる会」では、雄勝での生活再建を望む被災者とともにこれまで雄勝地区が持っていた豊かな自然と伝統文化を活かし、若者と高齢者がつくる持続可能な雄勝を復興まち

づくり構想のテーマとした、高台移転と防潮堤建設を前提とした復興計画に対する修正案や対案を作成していった。

以上から、これらの実践は、被災前の地域で営まれていた生活のあり方を激変させる「創造的復興」が前提とした被災前までの生活と被災後の生活を分離させていく高台移転と防潮堤建設の復興計画へ反対していく実践であった、と考えられる。さらにその実践を通して、被災者は災害リスクを受け入れ、海を眺める風景や海産物を含めた自然の恵みを享受してきた被災前までの生活を、被災地となった地域でもう一度生活を再開させたいという被災地・被災者の文脈に基づき復興を果たしていく視点をもった学習が展開していったと考えられる。

(4) 被災後の生活の切実さに寄り添っていく視点

第2章で取り上げた仮設商店街設立を中心とした事例の出発点は避難所運営の実践にあった。紫会館避難所は当初、避難所指定を受けていなかったため、避難所での生活を続けていくために必要な物資は自分たちで調達していく必要があった。運営の主体を担った青年会を中心に避難者が必要とするものを調べ、共有しその後の避難所運営に生かしていった。避難所運営では、挨拶や反省会といった運避難者同士のコミュニケーションを重視し、避難者と青年会との交流のなかで避難所での生活に必要なものを調べ、それを元にさらに活動を展開し協力していくことで避難所を運営してきた。さらに、避難所運営資金が不足する中で「青空市」を形成し、住民の多くが被災によって仕事を失うなかで商店街という新しい仕事の場をつくりだしていった。つまり、この実践は、被災直後、生活・仕事の場も失ったなかで生きぬいていくための実践であった、と考えられる。

第3章での徳水による実践は被災による悲しみ・喪失感と向き合っていく実践であった。被災直後、喪失感と向き合えなかったなかで徳水自身が被災者として支援を受ける側から自身も復興へ関わっていくことによってその苦しみから癒されていく体験をした。そして、その喪失感と向き合うことによって、震災以前から地域資源の教材化を通して自身を教師

として育んできた自然や歴史、文化を含めた地域とのつながり、住民とのつながりへの愛着という「ふるさとへの愛」を認識していった。さらに徳水は、喪失体験と向きあうことを教材化した児童達の心のケアに向けた実践や保護者・児童が学校を被災後の生活の拠り所にしていく意識に直面し、その意識に応じていく学校づくりを進めていった。学校外の活動であるローズファクトリーガーデンの取り組みでも被災者を支援する活動を他の被災者とともに行っていった。それは学校教育での実践同様に、徳水自身が支援する側に回ったことによって喪失感を乗り越えていった体験を基に、喪失の苦しみを抱く被災者にも徳水同様に被災地・被災者を支援する活動に参加してもらい、苦しみや悲しみを乗り越えてもらいたい、という徳水の意識が背景にはあった。つまり、それは、被災による悲しみ・喪失感と向き合うことで保護者や児童の悲しみに寄り添っていく実践であったと考えられる。

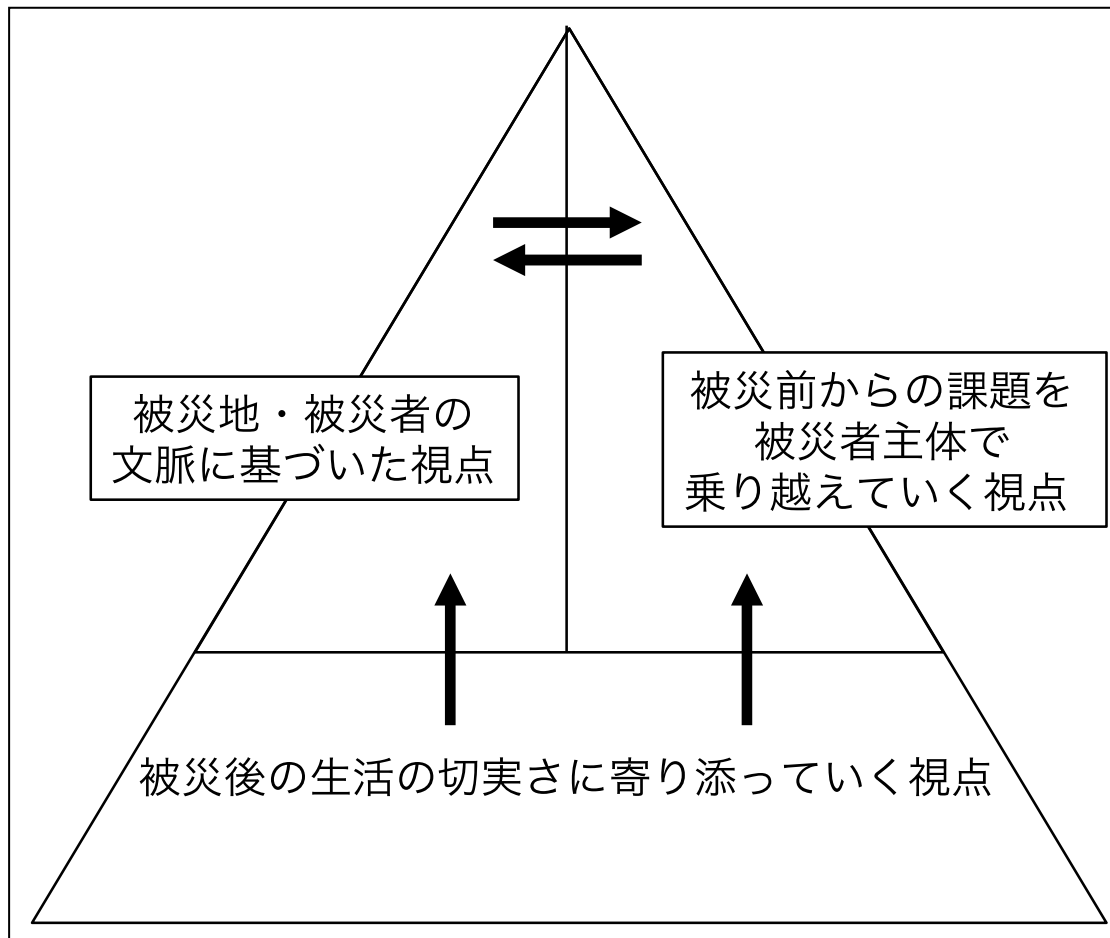
以上から、これらの実践は、被災直後の切実な生活状況や被災による悲しみ・喪失感に直面していくなかで認識された地域や住民への意識や生活課題の解決に基づき展開した実践であったと考えられる。さらにその実践を通して、被災者が持つ被災後の生活の切実さに寄り添う視点をもった学習が展開したと考えられる。

(5) 「内発的復興」を支える復興教育の構造

第2章、第3章での議論を「内発的復興」の3つの要素から整理すると図表終-1のようになる。これらから「内発的復興」を支える復興教育には、まず「創造的復興」の中で、疎外される被災地や被災者それぞれが持つ被災者が持つ被災後の生活の切実さに寄り添う視点をもった学習が必要であり、その学習が、被災者が地域の復興に主体的に参加していく原動力になる、と考えられる。そしてその地域の復興への参加を通して、「被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく視点」「被災地・被災者の文脈に基づく視点」を持った学習が展開する、と確認できる(図表終-2)。第2章では、避難所運営という被災後の生活の切実さに寄り添っていく実践が仮設商店街設立、さらには復興ビジョンづくりに展開

図表終-1 各事例における「内発的復興」の3つの要素のあり方（筆者作成）

<p>「内発的復興」 の3つの要素</p>	<p>被災前からの課題を被災者 主体で乗り越えていく復興 の視点</p>	<p>災害リスクと生きる被災地・ 被災者の文脈に基づいてい く復興の視点</p>	<p>被災後の生活の切実さに寄 り添っていく復興の視点</p>
<p>仮設商店街設 立を中心とし た実践 (第2章)</p>	<p>・被災した商店主たちによっ て被災前のシャッター通り化 を乗り越えていく実践 ・南町の復興ビジョンづくりを 行い、復興の拠点としての 仮設商店街を位置付けてい く実践</p>	<p>・青年会長の南町に対する 意識に基づく実践 ・南町住民が継続して南町 で働き、生活していく拠点と しての仮設商店街設立の実 践 ・被災者の意識を前提とした 復興ビジョンづくり</p>	<p>・被災した青年会による避難 所を運営していく実践 ・避難所運営の資金不足を 背景とした「青空市」開催に 向けた実践</p>
<p>教師が地域の 復興へ参加し ていく実践 (第3章)</p>	<p>・「ローズファクトリーガーデ ン」や「持続可能な雄勝をつ くる住民の会」の立ち上げな ど主体的に地域の復興に向 けた活動へ参加していく実 践 ・被災前の新自由主義的教 育改革を批判的に見直し、 地域と学校との関係性の構 築していく実践</p>	<p>・復興の担い手としての意識 や雄勝地区に対する地域へ の愛着を獲得していく実践 ・被災者達の児童達への願 いに応えていく実践 ・「豊かな自然と伝統文化を 活かし、若者と高齢者がつく る持続可能な雄勝」をテー マとした復興ビジョンづくり</p>	<p>・自身の被災による喪失感と 向き合い、地域や住民との つながりを認識していく実践 ・被災者・被災地支援を通し た喪失の苦しみや悲しみを 乗り越えていく実践 ・保護者や児童、そして徳水 自身の持つ「被災による悲し み・喪失感」と向き合っていく 実践</p>



図表終-2 「内発的復興」を支える復興教育の構造

していった。第3章では、徳水自身が被災体験と向き合うことで意識化された「ふるさとへの愛」が、徳水の地域の復興への参加や地域に貢献する学校づくりにつながっていった。これらから、「被災後の生活の切実さに寄り添う視点」抜きには、「内発的復興」にを支える復興教育実践は駆動していかないのだ、と考えられる。つまり、この復興教育は、「被災後の生活の切実さに寄り添う視点」を原動力とし、「被災地・被災者の文脈に基づいていく視点」と「被災前からの課題を被災者主体で乗り越えていく視点」を両輪する構造をもった、「内発的復興」を支える復興教育のあり方であると考えられる。

2. グローバリゼーションの時代における復興教育の意義と可能性

グローバリゼーションの時代に入り、「住民の生活領域としての地域」から「資本の活動領域としての地域」（岡田 2005）へ転換され、画一的な地域開発が行われてきた。それに

より失われた地域と住民との関係性の再構築を目指していくために、伝統的に行われてきた地域に根ざす教育としての「場の教育」の議論が高まってきた。「場の教育」(Place based Education)とは、「地域に目を向け、地域の再生を担う主体的・再帰的な学びと活動の方法」(岩崎正弥 2010)であり、「それぞれの個人と集団が「自分たちがどこでどう暮らすか」「どう生きるか」について考え、選択できる容態を作り出すこと。鍵となる要素は、身体性を伴った関係性づくり(自分と地域の人、土地、環境、歴史・文化、経済など)と、必要な知を自ら獲得する」(高野孝子 2014)ことをねらいとした教育である。

本研究で着目した事例を振り返ると、被災によって喪失した地域のなかで構築し、被災者個々人のアイデンティティを作り上げてきた地域との関係性を再構築することによって地域に根付いていく過程であったと考えられる。第2章では、仮設商店街設立を通して、更地となった被災地で働く場を創り出した。さらに、南町の被災者たちは被災前商店街がシャッター通り化していたなかで失っていた地域の拠点、被災者たちの生活再建の拠点として仮設商店街を意味づけ、被災者たちが地域で生活を続けていくための地域全体の復興ビジョンを作成していった。その実践を通して、被災者たちは、商店街の一員であり、地域の拠点である商店街での活動を通して地域をつくっていく担い手としての地域との関係性を再構築していった。第3章では、徳水は、地域の復興に主体的に参加し、徳水自身で雄勝地区の被災者たちがこれからも生活を続けていくための学習をする組織を作っていた。さらに、被災前から続く新自由主義的教育改革を批判し、地域の復興に貢献することによって、地域と結びついた学校づくりをしていった。その実践を通して徳水は、地域を教師として自身を育ててきた場所であり、その復興が自分自身の使命であると認識し、自身が地域の担い手であり、地域に貢献する学校という意味での学校と地域との関係性を再構築していった。つまり、本論文で示した「内発的復興」を支える復興教育は、被災地となった地域での生活を再開させるための知を自ら獲得していく過程であり、その過程を通して、被災によって失われた関係性を再構築させるための教育であった、と考えられる。さらにこの教育は、被災地の復興という空間的・時間的に限定された場で展開した教育で

あった。それら意味で「場の教育」としての要素を持つ。

また、復興教育を通して再構築が目指された被災地と被災者との関係性は、被災により喪失した関係性ではあるが、被災前からのグローバリゼーションの推進による矛盾のなかで、住民が失いつつあった関係性でもあった。したがって、本論文で示した復興教育は、内発的復興を支えることを通して、グローバリゼーションの時代に本格的に突入したなかで住民が失いつつあった関係性と向き合い、その関係性を取り戻していく教育であったと考えられる。その意味で、この復興教育は、平時においても農山漁村での持続可能な地域社会の創造のために共有されるべき教育のあり方である、と考えられる。

3. 今後の研究課題

本論文では、グローバリゼーションの進展による地域課題が災害によってさらに深刻化していく状況のなかでその課題に对应していく、東日本大震災後の復興教育のあり方について、気仙沼市と石巻市の復興に向けた実践に焦点を当て、論じてきた。今後の研究課題として2点あげられる。1点目は、東日本大震災に伴う原発災害からの復興教育のあり方である。原発立地自治体は、東京との「中央-周辺」関係のなかで津波被災地が公共事業依存型の地域になっていった構造と同様に原子力発電関連事業に依存していった構造を抱えていた。さらに原発避難者は津波被災者同様に復興の過程における社会的排除の課題を持つ。その意味で、本論文で示した「内発的復興」やそれを支える復興教育の持つ視点は有効である可能性を持つと考えられる。しかし、それだけでは福島第一原発事故による放射能汚染や避難者の問題と向き合うことはできない。本論文では、被災者が望む被災地となった地域での生活の再建を復興の前提としていた。そのため、これまで生活してきた地域が復興における戻るべき場所となっていた。しかし、原発災害では、長期的にその戻るべき場所を決められない状況にあり、避難生活の終了が地域での生活再建と結びついていない状況がある。こういった原発災害による避難者が持つ課題への向き合い方が問われている、と考えられる。

2点目は、復興教育の継続性の問題である。本論文で示すことができたのは、被災直後の応急段階から復旧・復興にかけての実践である。災害をめぐるサイクルを考えた場合、防潮堤が建設し、高台移転が造成した後の災害予防段階における被災地での実践も継続して調査し、考察していく必要がある。今後、東日本大震災被災地の多くで復興公共事業が実施され、被災地の街並みは大きく変わっていくことが予想される。さらに、時間が経過するにつれ、東日本大震災の記憶も風化し、震災を経験していない世代が地域を担っていくことになる。復興教育は、復興公共事業の終了や災害の当事者がいなくなることでその役割が終了するわけではない。それは復興教育が今後も続くグローバル化の進展に向き合う教育でもあるからである。高台移転と防潮堤建設によって、海と共に生きてきた震災前の地域の文脈とは異なった地域が生まれていくなかで、復興教育を発展させながら、継続させていく過程を明らかにする必要がある、と考えられる。

参考文献

序章

アンソニー・オリバー=スミス, 2006, 「災害の理論的考察」 アンソニー・オリバー=スミス編『災害の人類学』, 明石書店, 東京, 29-56.

青木宏之, 2008, 「釜石製鉄所の経営合理化をめぐる労使の対応 : 「組織の希望」と雇用保障」『社会科学研究』 59 (2) : 35-62.

朝岡幸彦, 2012, 「3.11以降の持続可能な開発のための教育 (ESD) の課題」 佐藤真久・阿部治編『ESD入門』 筑波書房, 東京, 241-254.

朝岡幸彦, 2013, 「<3・11>と向き合う教育実践への模索:教育は東日本大震災から何を学ぶのか (震災と教育 (第4回))」, 『人間と教育』, 78:106-113.

朝岡幸彦・石山雄貴, 2013, 「東日本大震災後の環境教育の視点」 日本環境教育学会編『日本の環境教育第1集 東日本大震災後の環境』 東洋館出版, 東京, 1-14.

藤岡達也・佐藤健, 2013, 「国際的動向を踏まえた日本の防災教育の現状と課題 阪神淡路大震災から東日本大震災及びそれ以降の展開を中心に」『安全教育学研究』, 12 (2) : 19-25.

藤岡達也, 2006, 「自然災害に関する防災・減災教育と環境教育」, 『環境教育』16 (1) : 32-38.

広瀬敏通・佐々木豊志・降旗信一, 2013, 「自然体験学習から災害教育へ 阪神・淡路大震災から東日本大震災までの自然学校指導者の災害への取り組み」『環境教育』, 22(2) : 74-81.

星山幸男, 2013, 「防災・減災学習と社会教育の役割」『月刊社会教育』 57 (11) : 13-20.

石井山竜平, 2013, 「互いの存在に学ぶ方法」 日本社会教育学会 60周年記念出版部会編『希望への社会教育-3.11後社会のために』 東洋館出版社, 東京, 212-230.

金菱清・植田今日子, 2013, 「災害リスクの“包括的制御”」『社会学評論』, 64 (3) : 386-401.

鬼頭秀一, 2013, 「統合的な教育的概念としての『環境教育』とその環境倫理的基礎付け」 日本学術協力財団編「学術の動向」, 18 (12) : 10-14.

小玉敏也, 2013, 「東日本大震災・水俣病の経験から首都圏の子どもは何を学べるか?」, 『環境教育』, 22 (2), 90-98.

- 村上純一・柴田聡史・梅澤希恵，2014，「東日本大震災後の復興教育の実践と展開「いわての復興教育」の事例研究」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』34：125-141.
- 西山卯三，1968，『西山卯三著作集〈第3〉地域空間論』，勁草書房，東京，p.710.
- 野元弘幸，2013，「東日本大震災と社会教育研究の課題 岩手県大船渡市の復旧・復興支援活動を通じての考察」『人文学報』471：65-85.
- 荻原彰，2003，「自然災害を通して地域の自然を学ぶ試み」，『環境教育』，13（1）：64-71.
- 岡田知弘，2005，「地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論」，自治体研究社，東京，p.280.
- 岡田知弘，2013，「災害と開発から見た東北史」大門正克・岡田知弘・川内淳史・河西英通・片岡裕之編『「生存」の東北史』，明石書店，東京，2-52.
- 櫻井常矢，2013，「震災復興にみる新たな社会教育のかたち」日本社会教育学会60周年記念出版部会編『希望への社会教育-3.11後社会のために』東洋館出版社，東京，212-230.
- 佐々木宏記，2013，「東日本大震災 岩手からの報告」教育科学研究会編『講座・教育実践と教育学の再生第5巻3・11と教育改革』かもがわ出版，京都，55-69.
- 佐藤修司，2013，「岩手・宮城・福島における教育復興と教育行政・学校」教育科学研究会編『講座・教育実践と教育学の再生第5巻3・11と教育改革』かもがわ出版，京都，108-125.
- 佐藤修司，2015，「現状と課題東日本大震災後の教育復興と復興教育」『クレスコ』，15（3）：16-19.
- 佐藤武夫，1964，「災害論の総括」佐藤武夫・奥田穰・高橋裕編『災害論』，勁草書房，東京，235-266.
- 島野智之，広瀬敏道，2012「東日本大震災における災害教育の再評価」『宮城教育大学環境教育研究紀要』14，85-90.
- 清水睦美，2014，「「被災を生きる」 教師たちのとまどい」『教育』818：27-34.
- 文部科学省創造的復興教育研究会，2014，『希望の教育』，東洋館出版社，東京，p.264.
- 塩崎賢明，2014，『復興<災害>阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波書店，東京，p.240.

- 城下英行・河田恵昭, 2007「学習指導要領の変遷過程に見る防災教育展開の課題」『自然災害科学』26 (2) : 163-176.
- 鈴木敏正, 2016,『将来社会への学び:3.11 後社会教育からの展開』, 東京, 筑波書房, p. 231.
- 寺田寅彦, 2011『天災と国防』, 講談社, 東京, p. 208.
- 上田幸夫, 2014「ソーシャルキャピタルとしての社会教育施設の基盤整備に関する研究」平成25年度日本体育大学学術研究補助費研究成果報告書, p. 71.
- 牛山素行・岩舘晋・太田好乃「課題探索型地域防災ワークショップの試行」『自然災害科学』28 (2) : 113-124.
- 矢守克也, 2010,「防災教育の現状と展望-阪神・淡路大震災から15年を経て」『自然災害科学』29 (3) : 291-302.

第1章

- 朝岡幸彦, 2015,「ESD 時代における社会教育の役割」, 日本社会教育学会編『日本の社会教育第59集 社会教育としてのESD 持続可能な地域をつくる』, 東洋館出版社, 東京, 22-32.
- ビヴァリー・ラファエル, 2016(1988),『災害の襲うとき—カタストロフィの精神医学』みすず書房, 東京, p. 512.
- 福田徳三. 2012 (1924).「復興経済の原理若干問題」山中茂樹, 井上琢智編『復刻版 復興経済の原理若干問題』関西学院大学出版会, 兵庫, 1-296.
- 長谷川公一, 2011,「東日本大震災と復興をめぐる諸課題—宮城県を中心に (特集 東日本大震災と原発事故 (1))」『環境と公害』41 (1) : 9-14.
- 櫃本真美代・朝岡幸彦, 2014,「東日本大震災後のESD—「抵抗の原理」の視点から—」, 日本環境教育学会編『日本の環境教育第2集環境教育とESD』, 東洋館出版社, 東京, 21-29.
- 岩佐礼子, 2014,「持続可能な発展のための内発的教育(内発的ESD)」の構築へ向けて: 社会変動・環境変動と向き合う現場における学びのダイナミクスの考察」, 東京大学博士論文.

- 鬼頭秀一，2007，「水俣五〇年-ひろがる『水俣』の思い」，最首悟・丹波博紀編『水俣と抵抗の原理としての環境倫理』，作品社，東京，131-146.
- 松本誠，2004，「検証・復興の10年」，柳田邦男編『阪神・淡路大震災10年—新しい市民社会のために—』，岩波書店，東京，49-108.
- 宮入興一，2011a『東日本大震災の特徴と震災復興計画の検証（特集東日本大震災の特徴と復興の諸課題）』，『年報・中部の経済と社会』，3-25.
- 宮入興一，2011b，「東日本大震災と復興のかたち」『世界』820：43-54.
- 村松広久・安藤昭・五十嵐日出夫・赤谷隆一，1991，「津波被災後における市街地拡大への津波防潮堤建設の影響について」『土木史研究』11：85-94.
- ナオミ・クライン，2011，『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く下』，岩波書店，東京，p. 256.
- ナオミ・クライン，2011，『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く上』，岩波書店，東京，p. 400.
- 日本学術会議，2011，「東日本大震災地域の復興に向けて—復興の目標と7つの原則」
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/pdf/110930t-2.pdf>（2016年10月21日取得）.
- 岡田知弘，2012，『震災からの地域再生—人間の復興か惨事便乗型「構造改革」か』新日本出版社，東京，p. 252.
- 佐藤修司，2015，「現状と課題東日本大震災後の教育復興と復興教育」『クレスコ』，15（3）：16-19.
- 塩崎賢明，2016，「復興災害の構図と住まい・まちづくり」網島不二雄・岡田知弘・塩崎賢明・宮入興一編『東日本大震災復興の検証—どのようにして「惨事便乗型復興」を乗り越えるか』合同出版，東京，40-69.
- 植田今日子，2012，「なぜ被災者が津波常習地へと帰るのか—気仙沼市唐桑町海難史のなかの津波」，『環境社会学研究』18：60-81.

山中茂樹．2012．「『人間の復興』の今日的意義—福田徳三的『市民的災害復興論』を構築しよう—」山中茂樹，井上琢智編『復刻版 復興経済の原理若干問題』関西学院大学出版会，兵庫，307-322.

矢守克也，2012，「「津波てんでんこ」の4つの意味」『自然災害科学』31（1）：35-46.

第2章

新雅史，2012，『商店街はなぜ滅びるのか 社会・政治・経済史から探る再生の道』東京，光文社，p. 221.

香川秀太，2011「状況論の拡大：状況的学習，文脈横断，そして共同体間の「境界」を問う議論へ」，『認知科学』18(4)：604-623.

近藤将輝・脇田祥尚，・竹内泰・寺川政司・森川真嗣・相澤啓太・渡辺尚見，2013，「震災復興における仮設商店街の活動と役割の考察：気仙沼市鹿折地区を対象として」，『学術講演梗概集』2013：1119-1120.

松本大．2006．「状況的学習と成人教育」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』55（1）：219-232.

岡田知弘，2012，『震災からの地域再生—一人間の復興か惨事便乗型「構造改革」か』新日本出版社，東京，p252.

レイヴ，J，ウエンガー，E．1993．（佐伯胖訳）『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加—』東京，産業図書，p. 203.

鈴木敏正．2008．『生涯学習の教育学—学習ネットワークから地域生涯教育計画へ—』北樹出版，東京，p. 263.

寺澤草太・饗庭伸，2014，「東日本大震災からの商業復興における仮設商店街の果たす役割」『都市計画論文集』49（3）：291-296.

八幡一秀，2010「地域における商店街の存立意義と共生・協働のまちづくり 京都市西新道錦会商店街振興組合を事例として」『経済学論纂』50（1）：253-266.

矢作弘, 2005, 「大型店とまちづくり—規制進むアメリカ模索する日本」岩波書店, 東京, p. 211.

矢守克也. 1997. 「阪神大震災における避難所運営—その段階的変容プロセス」『実験社会心理学研究』37 (2) : 291-296.

第3章

安藤聡彦, 2013, 「公害教育の現代性—苦しみと向き合う—」, 大森享代表執筆者『3・11を契機に子どもの教育を問う—理科教育・公害教育・環境教育・ESDから』創風社, 東京, 91-110.

朝岡幸彦, 2009, 「公害教育と地域づくり・まちづくり学習」『環境教育』19 (1) : 81-90.

櫃本真美代・朝岡幸彦, 2014, 「東日本大震災後のESD—「抵抗の原理」の視点から—」, 日本環境教育学会編『日本の環境教育第2集環境教育とESD』, 東洋館出版社, 東京, 21-29.

小林宏子・小川潔, 2008, 「千葉の干潟を守る会・大浜清の軌跡」, 小川潔・伊東静一・又井裕子編『自然保護教育論』, 筑波書房, 東京, 61-79.

野田恵, 2013, 「ライフストーリー・ライフヒストリーと自然保護教育・自然体験学習」, 『環境教育』, 23 (1) : 28-34.

桜井厚, 2005, 「ライフストーリー・インタビューをはじめ」, 桜井厚・小林多寿子編『ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門』, せりか社, 東京, 11-52.

佐藤修司, 2013, 「岩手・宮城・福島における教育復興と教育行政・学校」教育科学研究会編『講座・教育実践と教育学の再生第5巻3・11と教育改革』かもがわ出版, 京都, 108-125.

徳水博志, 2004, 『森・川・海と人をつなぐ環境教育』, 明治図書出版, 東京, 141

徳水博志 a, 2011, 「緊急報告地域の復興なくして学校の再生なし～人とつながり希望を紡ぐ～」, 『文芸教育』, 95:98-111.

徳水博志 b, 2011, 「緊急報告地域の復興なくして学校の再生なし(Ⅱ)～地域復興と学校復興の歩み～」, 『文芸教育』, 96:92-113.

徳水博志, 2012, 「緊急報告地域の復興なくして, 学校の再生なし (Ⅲ) ～被災校の教育課題と教育課程づくり～」, 『文芸教育』, 97:67-107.

徳水博志, 2013, 「雄勝だより人とつながり希望を紡ぐ第 19 回」, 『生活教育』, 65(10):19-20.

梅原利夫, 2013, 「教育課程づくりで地域復興の希望を」, 『民主教育研究所年報』, 14:72-79.

山田浩之, 1997, 「英米におけるライフ・ヒストリー研究の系譜: 社会学, 教育社会学を中心に」, 『松山大学論集』, 9 (5) :141-161.

終章

岩崎正弥, 2010, 「場の教育の可能性」, 『場の教育』, 農山漁村文化協会, 東京, 17-192

岡田知弘, 2005, 「地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論」, 自治体研究社, 東京, p. 280.

高野孝子, 2014, 「Place-Based-Education (PBL) 浮かび上がってきた姿」高野孝子編『PBL 地域に根ざした教育ー持続可能な社会づくりへの試み』, 海象社, 東京, 10-11.

徳水博志, 2011, 「緊急報告地域の復興なくして学校の再生なし (Ⅱ) ～地域復興と学校復興の歩み～」, 『文芸教育』, 96:92-113.

謝辞

本論文は筆者が東京農工大学大学院連合農学研究科農林共生社会科学専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものである。指導教員の朝岡幸彦先生には、本研究の実施の機会だけではなく、その遂行にあたって終始、広く深いご見識にもとづく鋭いご指導と叱咤激励を何度もいただいた。ここに深謝の意を表する。

副指導教員を引き受けていただいた東京農工大学高橋美貴先生、宇都宮大学齋藤潔先生には、ゼミや中間セミナーで大変貴重なご助言をいただいた。ここに深謝の意を表する。

第2章の調査にあたり、気仙沼市南町復興商店街紫市場の皆様には調査協力を頂いた。特に、坂本正人さん、千葉秀宣さん、遠藤久美子さんには調査資料の提供に関して多大なご協力をいただいた。また、避難所運営委員会の皆様、NPO 法人南町復興商店街の皆様、復興商店街設立に向けたボランティアの皆様には調査のための長期滞在での生活を支えていただいた。特に、ボランティアリーダーの葛西さんには被災地に滞在する上での様々な留意点を教えていただいた。さらに、調査を開始するにあたり、大和田一紘先生、武山健司さんには南町での受け入れをスムーズにするために様々な調整をしていただいた。ここに深謝の意を表す。

第3章の調査にあたり、徳水博志さんには調査資料の提供に関して多大なご協力をいただいた。また、雄勝地区の復興状況に関して、石巻市雄勝支所から様々な資料を頂いた。さらに、雄勝生活研究所（雄勝スターズ）、持続可能な雄勝をつくる住民の会の皆様には雄勝地区に関する様々な資料やお話を伺わせていただいた。特に、畑山泰賢さん、山下恵美さん、徳水利枝さんには様々な場所にお邪魔する私を快く受け入れ、様々なことを説明していただいた。ここに深謝の意を表す。

そして、環境教育研究室の皆様や環境教育・社会教育・ESD に関する先生・研究仲間の方々からは、ゼミや議論を通じて研究を深化するアイデアや論文を書き上げる力をいただいた。なかでも、共生教育学研究室の降旗信一先生には、石巻市や気仙沼市以外の津波被災地調査へ同行させてくださり、災害研究に関する様々な知見を教えていただいた。また、同研究室先輩の岩松真紀さん、秦範子さん、酒井祐輔さん、後輩の田開寛太郎さんには様々な局面で協力をいただき、研究に関する様々な相談をさせていただいた。ここに深謝の意を表す。

最後に、温かく見守りそして辛抱強く支援してくださった家族に対して深い感謝の意を表して謝辞とする。